明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三六）　二
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（三七）　三
○食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令（三八）　三
○食料供給困難事態対策法施行令（三九）　四
○金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（四〇）　四
〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一三）　五
〔省　令〕
○子ども・子育て支援資金事務取扱規則（財務三）　三六
○子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令（同四）　三七
○厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三）　三七
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三）　三九
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛三）　七〇
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二）　七二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同三）　七三
○移動用小型車の型式認定番号を指定した件（同四）　七三
○公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の一部を改正する件（文部科学五）　七四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一一六）　七六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一一七～一一九）　七六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同一二〇）　七九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八一
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一二三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一二四
会社その他
会社決算公告　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三六号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和七事業年度において、令和六事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第三七号）（総務省）

1　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を九、七〇〇円、最高額を一万四、五〇〇円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げることとした。（第二条第二項第一号及び別表関係）

2　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を九、七〇〇円、最高額を一万四、五〇〇円に引き上げることとした。（第二条第二項第二号関係）

3　扶養親族たる配偶者についての補償基礎額の加算額を一〇〇円、二二歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある子のある場合における補償基礎額の加算額を三八三円とすることとした。（第二条第三項関係）

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

5　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令（政令第三八号）（農林水産省）

食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六一号）の施行期日は、令和七年四月一日とすることとした。

◇**食料供給困難事態対策法施行令**（政令第三九号）

（農林水産省）

1　特定食料

(一)　食料供給困難事態対策法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める農林水産物は、次に掲げる農林水産物とすることとした。

(1)　米穀

(2)　小麦

(3)　大豆

(4)　菜種又は油やしの実

(5)　てん菜又はさとうきび

(6)　生乳（しぼったままの牛乳をいう。）

(7)　牛、豚又は鶏の肉

(8)　鶏卵

(二)　法第二条第一号の政令で定める食品は、次に掲げる食品とすることとした。

(1)　小麦粉

(2)　植物油脂（(一)の(3)又は(4)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(3)　砂糖（(一)の(5)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(4)　飲用牛乳（加工乳（(一)の(6)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）を含む。）又は乳製品（(一)の(6)に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）

(5)　鶏卵から卵殻を取り除いたもの（乾燥その他保存に適する処理をしたものを含む。）

（第一条関係）

2　特定資材

法第二条第二号の規定に基づき政令で定める特定資材を、肥料、農薬等とすることとした。（第二条関係）

3　指定行政機関及び指定地方行政機関

法第二条第六号及び第七号の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。

◇**金融商品取引法施行令の一部を改正する政令**（政令第四〇号）（金融庁）

1　株券等の発行者である会社がその取締役等を相手方として行う届出を要しない株券等の募集又は売出しにおける当該株券等の譲渡制限期間を当該株券等の交付日の属する事業年度に係る当該会社の有価証券報告書又は半期報告書が提出されるまでの期間とすることとした。（金融商品取引法施行令第二条の一二関係）

2　第一種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券から届出又は発行登録が行われている有価証券及び開示が行われている有価証券を除くほか、所要の規制の整備を行うこととした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の二関係）

3　第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における有価証券の発行価額の総額を五億円未満とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の三第一号関係）

4　第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務における取得する者が払い込む額を二〇〇万円を超えない範囲内において当該者の財産の状況に応じ内閣府令で定める額以下とすることとした。（金融商品取引法施行令第一五条の一〇の三第二号関係）

5　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

6　この政令は、令和七年二月二五日から施行することとした。

政　令

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十六号

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令

内閣は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十九条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本中央競馬会の令和七事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の政令で定める割合は、百分の百とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令の廃止）

2　日本中央競馬会の令和五事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（令和五年政令第三十九号）は、廃止する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

農林水産大臣　江藤　拓

内閣総理大臣　石破　茂

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十七号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「九千百円」を「九千七百円」に改め、同号ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第三項中「又は第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百十七円」を「百円」に、「三百三十三円」を「三百八十三円を、第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円」に改め、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「一二、五〇〇」を「一二、九〇〇」に、「一三、三五〇」を「一三、七〇〇」に、「一四、二〇〇」を「一四、五〇〇」に、「一〇、八〇〇」を「一一、三〇〇」に、「一一、六五〇」を「一二、一〇〇」に、「九、一〇〇」を「九、七〇〇」に、「九、九五〇」を「一〇、五〇〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　村上誠一郎
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十八号

食料供給困難事態対策法の施行期日を定める政令

内閣は、食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

食料供給困難事態対策法の施行期日は、令和七年四月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

食料供給困難事態対策法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三十九号

食料供給困難事態対策法施行令

内閣は、食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）第二条第一号、第二号、第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定食料）

第一条　食料供給困難事態対策法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める農林水産物は、次に掲げる農林水産物とする。

一　米穀
二　小麦
三　大豆
四　菜種又は油やしの実
五　てん菜又はさとうきび
六　生乳（しぼったままの牛乳をいう。）
七　牛、豚又は鶏の肉
八　鶏卵

2　法第二条第一号の政令で定める食品は、次に掲げる食品とする。

一　小麦粉
二　植物油脂（前項第三号又は第四号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
三　砂糖（前項第五号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
四　飲用牛乳（加工乳（前項第六号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）を含む。）又は乳製品（同号に掲げる農林水産物を原材料とするものに限る。）
五　鶏卵から卵殻を取り除いたもの（乾燥その他保存に適する処理をしたものを含む。）

（特定資材）

第二条　法第二条第二号の政令で定める資材は、次の各号に掲げる農林水産物の区分に応じ、当該各号に定める資材とする。

一　前条第一項第一号から第五号までに掲げる農林水産物　それぞれ当該農林水産物の生産に用いられる肥料、農薬（農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬をいう。）又は種苗
二　前条第一項第六号から第八号までに掲げる農林水産物　それぞれ当該農林水産物の生産に用いられる飼料（当該飼料に供する飼料作物の種苗を含む。）又は動物用医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品であって専ら動物のために使用することが目的とされているものをいう。）

（指定行政機関）

第三条　法第二条第六号の政令で定める機関は、次に掲げる機関とする。

一　内閣府
二　国家公安委員会
三　警察庁
四　金融庁
五　消費者庁
六　こども家庭庁
七　デジタル庁
八　総務省
九　法務省
十　外務省

十一　財務省
十二　国税庁
十三　文部科学省
十四　厚生労働省
十五　検疫所
十六　農林水産省
十七　植物防疫所
十八　那覇植物防疫事務所
十九　動物検疫所
二十　動物医薬品検査所
二十一　経済産業省
二十二　資源エネルギー庁
二十三　中小企業庁
二十四　国土交通省
二十五　気象庁
二十六　海上保安庁
二十七　環境省
二十八　防衛省
二十九　防衛装備庁
（指定地方行政機関）

第四条　法第二条第七号の政令で定める国の地方行政機関は、次に掲げる機関とする。

一　沖縄総合事務局
二　管区警察局
三　東京都警察情報通信部
四　北海道警察情報通信部
五　財務局
六　福岡財務支局
七　税関
八　沖縄地区税関
九　国税局
十　沖縄国税事務所
十一　地方農政局
十二　北海道農政事務所
十三　経済産業局
十四　地方整備局
十五　北海道開発局
十六　地方運輸局
十七　地方航空局
十八　航空交通管制部
十九　管区気象台
二十　沖縄気象台
二十一　管区海上保安本部
二十二　地方環境事務所
二十三　地方防衛局

附　則

この政令は、法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四条第一項第一号、第二十九条の四の二第九項、第二十九条の四の三第三項及び第百九十六条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十二第一号中「なる日」の下に「（以下この号において「交付日」という。）」を加え、「経過後三月（外国会社にあつては六月）を超える期間」を「に係る当該発行者である会社の有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）（交付日が当該会社の事業年度開始後六月以内の日である場合にあつては、当該事業年度に係る当該会社の半期報告書（法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）が提出されるまで」に改める。

第十五条の四の二第二項中「第十五条の十の二第一項第二号」を「第十五条の十の二」に改める。

第十五条の十の二第一項中「第二十九条の四の二第九項」の下に「及び第二十九条の四の三第三項」を加え、「次に掲げるもの」を「第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び貸付事業等権利」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第十五条の十の三第一号中「一億円」を「五億円」に改め、同条第二号中「五十万円」を「二百万円を超えない範囲内において当該者の財産の状況に応じ内閣府令で定める額」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年二月二十五日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第二条の十二第一号の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この項において同じ。）又は売付け勧誘等（同法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

府令

○内閣府令第十三号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項及び第二項、第十三条第二項第一号イ(1)、第二十四条第一項及び第二項、第二十四条の五第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十九条の二第一項第六号及び第二項第二号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二及び第十五条の十の三の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

企業内容等の開示に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ 2　［略］ 3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、当該会社の子会社とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［4・5　略］ （届出書提出期限の特例） **第三条**　法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。 ［一～四　略］ 五　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）において売買を行うこととなるもの	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 2　［同上］ 3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 ［4・5　同上］ （届出書提出期限の特例） **第三条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であつて、取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第十四条の十四の二第一項第一号において同じ。）において売買を行うこととなるもの

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　法第十三条第二項第一号イ(1)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定及び第二十一条第二項の規定により公衆の縦覧に供しないこととされた事項を除く。

一　内国会社　次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第二号の五様式第一部から第六部までに掲げる事項

［ヘ・ト　略］

二　［略］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［略］

２　法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社（指定法人を含む。）は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一　［略］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、その取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合にあつては、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　当該募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券が株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　略］

［ホ・ヘ　略］

二の二　法第四条第一項第一号の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。以下この号において同じ。）又は新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。ロにおいて同じ。）の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等（信託を用いて交付する株券等の売付け勧誘等にあつては、当該信託の受託者が当該信託の信託財産の計算において取引所金融商品市場で買い付けた株券等のみを交付することとされているものを除く。）のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議又はこれらに類する決定があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　株券等　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の記載内容）

第十二条　［同上］

一　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第二号の五様式第一部から第五部まで及び第七部に掲げる事項

［ヘ・ト　同上］

二　［同上］

（臨時報告書の記載内容等）

第十九条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

二　募集によらないで取得される提出会社が発行者である有価証券又は本邦以外の地域において行われる五十名未満の者を相手方とする募集により取得される提出会社が発行者である有価証券で、当該取得に係る発行価額の総額が一億円以上であるものの発行につき取締役会の決議等若しくは株主総会の決議若しくはこれらに類する決定又は行政庁の認可があつた場合（当該取得が主として本邦以外の地域で行われる場合には、当該発行が行われた場合）　次に掲げる事項

［イ～ハ　同上］

ニ　株券（準備金の資本組入れ又は剰余金処分による資本組入れにより発行されるものを除く。）、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には、イ及びロに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

［(1)～(3)　同上］

［ホ・ヘ　同上］

二の二　法第四条第一項第一号（令第二条の十二各号に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる株券等又は新株予約権証券等の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売出価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等（令第二条の十二第一号に規定する取締役等をいう。(8)及びロ(4)において同じ。）である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　［略］

(6)　当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

(7)　信託を用いて当該株券等を交付する場合（(8)に規定する場合を除く。）には、次に掲げる事項

(i)　当該信託の受益権の内容

(ii)　当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(iii)　当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲

(8)　持株会契約（提出会社又はその子会社の取締役等が、当該提出会社又はその子会社の他の取締役等と共同して、当該株券等の買付けを一定の計画に従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に行うことを約する契約をいう。）に基づき当該株券等を交付する場合には、次に掲げる事項

(i)　当該持株会契約の内容（信託を用いて当該株券等を交付するときは、当該信託の受益権の内容を含む。）

(ii)　当該持株会契約に基づき交付する予定の当該株券等の総数又は総額

(iii)　当該持株会契約に基づき当該株券等を交付することができる者の範囲

ロ　新株予約権証券等　次に掲げる事項

［(1)・(2)　略］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（(4)及び(5)において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

(5)　［略］

［三～二十一　略］

［3～11　略］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に掲げる会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　［同上］

(6)　当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法

［加える。］

［加える。］

ロ　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳

(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に掲げる会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

(5)　［同上］

［三～二十一　同上］

［3～11　同上］

第二号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
［(1)～(11)　略］
(12)　新規発行新株予約権証券
［ａ～ｏ　略］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［略］
［(13)～(28)　略］
(29)　従業員の状況
［ａ～ｄ　略］
ｅ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　［略］
(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合
［ｆ・ｇ　略］
［(30)～(39)　略］
(40)　ライツプランの内容
ａ　基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39)ｂ(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。
ｂ　［略］

【事務連絡者氏名】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)
【安定操作に関する事項】(6)
【縦覧に供する場所】(7)　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
［(1)～(11)　同左］
(12)　［同左］
［ａ～ｏ　同左］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下この様式において「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［同左］
［(13)～(28)　同左］
(29)　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。
(a)　［同左］
(b)　提出会社及びその連結子会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合
［ｆ・ｇ　同左］
［(30)～(39)　同左］
(40)　［同左］
ａ　基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、当該新株予約権の発行に係る決議年月日及び付与対象者のほか、最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在における(39)ｂ(a)から(i)までに掲げる事項並びに取得条項に関する事項及び信託の設定の状況を決議ごとに記載し、未発行の場合には、該当ない旨を記載すること。ただし、届出書提出日の属する月の前月末現在において、記載すべき内容が、最近事業年度の末日における内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、届出書提出日の属する月の前月末現在に係る記載を省略することができる。
ｂ　［同左］

⑷1　［略］

⑷2　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

ｃ　［略］

［⑷3～⑸5　略］

⑸6　監査の状況

［ａ～ｃ　略］

ｄ　会計監査の状況について、次のとおり記載すること。

［(a)～(c)　略］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ⑵から⑹までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

［(e)・(f)　略］

［⑸7・⑸8　略］

⑸9　経理の状況

［ａ～ｄ　略］

ｅ　提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載すること。

［ｆ～ｉ　略］

［⑹0～⑻9　略］

⑷1　［同左］

⑷2　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

ｃ　［同左］

［⑷3～⑸5　同左］

⑸6　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　［同左］

［(a)～(c)　同左］

(d)　最近２連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近２事業年度等）において監査公認会計士等の異動（第19条第２項第９号の４に規定する異動をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）があった場合には、その旨を記載すること。なお、当該異動について同号の規定に基づいて臨時報告書を提出した場合には、当該臨時報告書に記載した事項（同号ハ⑵から⑹までに掲げる事項については、その概要）も記載すること。

［(e)・(f)　同左］

［⑸7・⑸8　同左］

⑸9　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　提出会社が法の規定により提出する連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。

［ｆ～ｉ　同左］

［⑹0～⑻9　同左］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部・第二部　略］

第三部【企業情報】

第１【企業の概況】

［１～３　略］

４【株式等の状況】㉙

［(1)～(3)　略］

［削る。］

(4)・(5)　［略］

［５・６　略］

第二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(7)　名称

（所在地）

［第一部・第二部　同左］

第三部　［同左］

第１　［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)【所有者別状況】　年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（％）								100	―

(5)・(6)　［同左］

［５・６　同左］

７【コーポレート・ガバナンスの状況等】
［(1)～(4)　略］
［削る。］
第２【事業の状況】
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(36)
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(37)
［３～６　略］
［第３～第６　略］
［第四部・第五部　略］
［削る。］

第六部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(54)
第１　［略］
（記載上の注意）
(1)　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
［削る。］

ｅ～ｉ　［略］
［(2)～(11)　略］
(12)　新規発行新株予約権証券
［ａ～ｏ　略］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［略］
［(13)～(25)　略］

７　［同左］
［(1)～(4)　同左］
(5)【株式の保有状況】(36)
第２　［同左］
１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(37)
２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(37―２)
［３～６　同左］
［第３～第６　同左］
［第四部・第五部　同左］
第六部【特別情報】(54)
第１【最近の財務諸表】
１【貸借対照表】
２【損益計算書】
３【株主資本等変動計算書】
４【キャッシュ・フロー計算書】
第２【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】
１【貸借対照表】
２【損益計算書】
３【株主資本等変動計算書】
４【キャッシュ・フロー計算書】
第七部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】(55)
第１　［同左］
（記載上の注意）
(1)　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　「第六部　特別情報」のうち「第１　最近の財務諸表」に掲げる事項にあっては提出会社が継続開示会社である場合、「第２　保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に掲げる事項にあっては当該保証会社及び連動子会社が継続開示会社である場合には、それぞれ記載を要しない。
ｆ～ｊ　［同左］
［(2)～(11)　同左］
(12)　［同左］
［ａ～ｏ　同左］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［同左］
［(13)～(25)　同左］

⑵⑹　主要な経営指標等の推移

最近２事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては４事業年度）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ａ　売上高

ｂ　当期純利益金額又は当期純損失金額

ｃ　純資産額

ｄ　総資産額

ｅ　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

⑵⑹　［同左］

ａ　最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度。）に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

(a)　売上高

(b)　経常利益金額又は経常損失金額

(c)　当期純利益金額又は当期純損失金額

(d)　資本金

(e)　発行済株式総数

(f)　純資産額

(g)　総資産額

(h)　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

(i)　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額（ｂにおいて「中間配当額」という。）を含む。）をいう。）

(j)　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(k)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。）

(l)　自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）

(m)　自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

(n)　株価収益率（貸借対照表日における株価（当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価）を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(o)　配当性向（１株当たり配当額を１株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。）

(p)　営業活動によるキャッシュ・フロー

(q)　投資活動によるキャッシュ・フロー

(r)　財務活動によるキャッシュ・フロー

(s)　現金及び現金同等物の期末残高

(t)　従業員数

ｂ　ａ(i)に掲げる１株当たり配当額の記載に併せて、１株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。

c　a(n)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

d　「６　従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

⑵⑺　［略］

⑵⑻　事業の内容

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告（当該事業年度に係る定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの（この届出書を当該定時株主総会前に提出する場合にあっては、当該定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの）に限る。以下同じ。）に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第120条第１項第１号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

b　［略］

⑵⑼　株式等の状況

a　第二号様式記載上の注意⑶⑻から⑷⑵（ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）まで、⑷⑷及び⑷⑸に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意⑷⑵ａ中「最近５年間」とあるのは、「最近２年間」と読み替えるものとする。

b　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第119条第３号及び第４号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⑶⑽　［略］

⑶⑾　従業員の状況

［ａ～ｄ　略］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［略］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の６各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［略］

---

c　a(n)に掲げる株価収益率については、１株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合には、その旨付記すること。

d　「６　従業員の状況」において、臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

⑵⑺　［同左］

⑵⑻　［同左］

a　届出書提出日の最近日（以下「最近日」という。）現在における提出会社において営まれている主な事業の内容について事業部門等との関連を含め系統的に分かりやすく説明するとともに、その状況を事業系統図等によって示すこと。

b　［同左］

⑵⑼　［同左］

第二号様式記載上の注意⑶⑻から⑷⑸までに準じて記載すること。

⑶⑽　［同左］

⑶⑾　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

e　最近事業年度の提出会社における男性労働者の育児休業取得率（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第19条第１項第２号ハに掲げる事項のうち男性に係るものであって同条第２項の規定により公表しなければならないもの又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成３年労働省令第25号。(b)において「育児・介護休業法施行規則」という。）第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）を記載すること。ただし、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合は、記載を省略することができる。

(a)　［同左］

(b)　提出会社が、最近事業年度における労働者の育児休業の取得の状況（育児・介護休業法施行規則第71条の４各号に掲げるいずれかの割合をいう。）について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）の規定による公表をしない場合

f　［同左］

⑶2　コーポレート・ガバナンスの概要 第二号様式記載上の注意⑸4（ａ及びｉを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第118条第２号及び第３号並びに第121条第３号から第３号の４までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	⑶2　［同左］ 第二号様式記載上の注意⑸4に準じて記載すること。
⑶3　役員の状況 第二号様式記載上の注意⑸5（ｊを除く。）に準じて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	⑶3　［同左］ 第二号様式記載上の注意⑸5に準じて記載すること。
⑶4　監査の状況 ａ　第二号様式記載上の注意⑸6（ａ(b)、ｂ及びｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。ただし、同様式記載上の注意⑸6ａ(a)、ｃ及びｄ(c)に準じて記載する事項は、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第１号、第２号及び第９号並びに第126条（第２号、第３号及び第８号を除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	⑶4　［同左］ ａ　第二号様式記載上の注意⑸6（ｄ(f)を除く。）に準じて記載すること。
ｂ　監査報酬の内容等について、次のとおり記載すること。	ｂ　［同左］
(a)　最近事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。	(a)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等に対して支払った、又は支払うべき報酬について、監査証明業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分して記載すること。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
［削る。］	(b)　最近２事業年度において、提出会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク（共通の名称を用いるなどして２以上の国においてその業務を行う公認会計士又は監査法人及び外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者をいう。）を含めて構成される組織をいう。）に属する者に対して支払った、又は支払うべき報酬のうち、提出会社の監査報酬等の内容として重要な報酬について、監査証明業務に基づく報酬と非監査業務に基づく報酬に区分して記載すること（ただし、(a)の規定により記載する報酬の内容を除く。）。この場合において、非監査業務に基づく報酬があるときは、当該非監査業務の内容を記載すること。
(b)　(a)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。	(c)　(a)及び(b)の規定により記載する報酬の内容のほか、最近２事業年度において、提出会社の監査証明業務に基づく報酬として重要な報酬の内容について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
(c)・(d)　［略］	(d)・(e)　［同左］
(e)　(a)及び(d)の規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第126条第２号、第３号及び第８号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	［加える。］
⑶5　役員の報酬等	⑶5　［同左］
ａ　第二号様式記載上の注意⑸7に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸7中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。 ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	第二号様式記載上の注意⑸7に準じて記載すること。
［削る。］	⑶6　株式の保有状況 第二号様式記載上の注意⑸8に準じて記載すること。

㊱　［略］	㊱　［同左］
㊲　サステナビリティに関する考え方及び取組 第二号様式記載上の注意（30―２）に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意（30―２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。	㊲　［同左］ （37―２）　［同左］ 第二号様式記載上の注意（30―２）に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意（30―２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。
［㊳～㊵　略］	［㊳～㊵　同左］
㊶　研究開発活動 最近事業年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「３　事業の内容」の項目において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該項目において記載した事項の記載を省略することができる。	㊶　［同左］ 最近事業年度等における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業部門等に関連付けて記載すること。
㊷　設備投資等の概要 最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。 また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㊷　［同左］ 最近事業年度等における設備投資の目的、内容及び投資金額を事業部門等に関連付けて概括的に説明すること。この場合において、有形固定資産のほか、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときはこれらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。 また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容、金額を事業部門等に関連付けて記載すること。
㊸　主要な設備の状況 ［ａ・ｂ　略］ ｃ　ａ及びｂの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第２号に掲げる事項のうち主要な営業所及び工場の状況に関するもの並びに同項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㊸　［同左］ ［ａ・ｂ　同左］ ［加える。］
㊹　設備の新設、除却等の計画 最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第120条第１項第５号ロに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。	㊹　［同左］ 最近日現在において重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、関連する事業部門等、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を記載すること。
㊺　［略］	㊺　［同左］
㊻　財務諸表 ａ　第二号様式記載上の注意㊼（ａただし書を除く。）から㊷までに準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意㊼ｅ中「最近２事業年度に係る財務諸表（連結財務諸表を作成している場合にあっては、最近２連結会計年度に係る連結財務諸表。財務諸表等規則第８条の２の２又は連結財務諸表規則第８条の３に規定する比較情報を除く。）」とあり、及び同様式記載上の注意㊼ｆ中「最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）」とあるのは、「最近事業年度に係る財務諸表」と読み替えるものとする。	㊻　［同左］ 第二号様式記載上の注意㊼から㊷までに準じて記載すること。

b　aの規定により最近事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、最近事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、最近事業年度に係る財務諸表に含まれる比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［(47)～(52)　略］

(53)　提出会社の保証会社等の情報

a　第二号様式記載上の注意(78)から(82)まで（(81)cを除く。）に準じて記載すること。ただし、本様式「第１　保証会社情報」の「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2)　企業の概況」から「(5)　経理の状況」までの事項については、本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第４　経理の状況」までに準じて記載すること。

b　連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。

c　aの規定により第二号様式記載上の注意(82)bに準じて記載する場合には、同様式記載上の注意(82)b中「直近５年間」とあるのは、「直近２年間」と読み替えるものとする。

［削る。］

(54)～(56)　［略］

(57)　学校法人等の特例

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第４　経理の状況」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［(47)～(52)　同左］

(53)　［同左］

第二号様式記載上の注意(78)から(82)までに準じて記載すること。ただし、本様式「第１　保証会社情報」の「３　継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項」の「(2)　企業の概況」から「(5)　経理の状況」までの事項については、本様式「第三部　企業情報」の「第１　企業の概況」から「第４　経理の状況」までに準じて記載すること。

(54)　特別情報

第二号様式記載上の注意(83)及び(84)に準じて記載すること。

(55)～(57)　［同左］

(58)　［同左］

提出者が、学校法人等である場合には、「第三部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「４　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第４　経理の状況」並びに「第六部　特別情報」の「第１　最近の財務諸表」の項目については、第二号様式記載上の注意(89)に準じて記載すること。

第三号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第４　提出会社の状況」の「２　自己株式の取得等の状況」及び「４　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る㊱及び㊳を除き、同様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度」及び「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」及び「最近連結会計年度末等」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［⑴～㉒　略］

㉓　発行済株式総数、資本金等の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［㉔～㊼　略］

【最寄りの連絡場所】
【電話番号】
【事務連絡者氏名】
【縦覧に供する場所】⑷　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～㉒　同左］

㉓　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

利益準備金、資本準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［㉔～㊼　同左］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

［１～３　略］

４【株式等の状況】(8)

［(1)～(4)　略］

［削る。］

(5)・(6)　［略］

［５・６　略］

第三号の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条第１項及び第２項

【提出先】　＿＿財務（支）局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】(2)

【英訳名】

【代表者の役職氏名】(3)

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【縦覧に供する場所】(4)　名称　（所在地）

第一部　［同左］

第１　［同左］

［１～３　同左］

４　［同左］

［(1)～(4)　同左］

(5)【所有者別状況】　年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）									―
所有株式数（単元）									
所有株式数の割合（％）								100	―

(6)・(7)　［同左］

［５・６　同左］

７【コーポレート・ガバナンスの状況等】

［(1)～(4)　略］

［削る。］

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(16)

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(17)

［３～６　略］

［第３～第６　略］

［第二部・第三部　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(13)及び(15)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近２事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［(1)～(7)　略］

(8)　株式等の状況

ａ　第三号様式記載上の注意(18)、(22)、(23)（ｂのうち事後交付型株式による株券の交付に係る部分を除く。）、(25)及び(26)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(23)ａ中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

ｂ　ａの規定により記載することとされている事項については、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

(9)　ストックオプション制度の内容

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39)ｂ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

７　［同左］

［(1)～(4)　同左］

(5)【株式の保有状況】(16)

第２　［同左］

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】(17)

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】(17―２)

［３～６　同左］

［第３～第６　同左］

［第二部・第三部　同左］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第二号の五様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、「第一部　企業情報」の「第１　企業の概況」の「７　コーポレート・ガバナンスの状況等」に係る(13)及び(15)を除き、第二号様式及び第二号の五様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当事業年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

「(2)　新株予約権等の状況」を除き、第三号様式記載上の注意(18)及び(22)から(26)までに準じて記載すること。

(9)　［同左］

第二号様式記載上の注意(39)に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(39)ｂ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

（９－２）　ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合（ライツプランに係る記載がある場合に限る。）には、その内容に準じて記載することができる。

（９－３）　その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑾ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［⑽・⑾　略］

⑿　コーポレート・ガバナンスの概要

第二号の五様式記載上の注意㉜に準じて記載すること。

⒀　役員の状況

第二号様式記載上の注意㊺（ｄ及びｊを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは、「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⒁　［略］

⒂　役員の報酬等

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは「提出会社」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［削る。］

⒃　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。

⒄　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意（30－２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［⒅～㉕　略］

㉖　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。

（９－２）　［同左］

第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

（９－３）　［同左］

第二号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑾ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

［⑽・⑾　同左］

⑿　［同左］

第二号様式記載上の注意㊹に準じて記載すること。

⒀　［同左］

第二号様式記載上の注意㊺（ｄを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⒁　［同左］

⒂　［同左］

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⒃　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。

⒄　［同左］

第二号の五様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

（17－２）　［同左］

第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意（30－２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［⒅～㉕　同左］

㉖　［同左］

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。

［ｂ・ｃ　略］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近事業年度に係る財務諸表を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

ｅ　ａの規定により当事業年度に係る財務諸表を記載する場合において、当事業年度の前事業年度の財務諸表について法第193条の２第１項の規定による監査証明を受けていないときは、当事業年度に係る財務諸表に比較情報（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報をいう。）が含まれる旨及び当該比較情報について同項の規定による監査証明を受けていない旨を記載すること。

［(27)～(40)　略］

(41)　保証会社以外の会社の情報

ａ　第三号様式記載上の注意(62)（ｃを除く。）に準じて記載すること。

ｂ　連動子会社については、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(42)　指数等の情報

第三号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(63)ｂ中「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」とあるのは、「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と読み替えるものとする。

［(43)～(45)　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［ｂ・ｃ　同左］

ｄ　会社の分割により事業を承継し、最近２事業年度を経過していない場合には、当該会社の分割を行った会社の最近２事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）を「３　その他」に記載すること（当該会社の分割を行った会社の当該事業が当該会社の事業に比して重要性の乏しい場合を除く。）。

ただし、当該会社の分割を行った会社が報告書提出会社以外の会社で資本金５億円未満であるときは、記載を要しない。

［加える。］

［(27)～(40)　同左］

(41)　［同左］

第三号様式記載上の注意(62)に準じて記載すること。

(42)　［同左］

第三号様式記載上の注意(63)に準じて記載すること。

［(43)～(45)　同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	
【英訳名】	
【代表者の役職氏名】(3)	
【本店の所在の場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	
【縦覧に供する場所】(4)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　略］

(12)　その他の新株予約権等の状況

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40)ｂ中「(39)ｃ及びｄ」とあるのは「(39)ｄ」と読み替えるものとする。

b　［略］

(13)　［略］

(14)　発行済株式総数、資本金等の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(15)～(17)　略］

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(11)　同左］

(12)　［同左］

a　当中間会計期間において、「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行した場合には、第二号様式記載上の注意(40)（ａただし書を除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意(40)ａ本文中「最近事業年度の末日及び届出書提出日の属する月の前月末現在」とあるのは「当該発行時」と、(40)ｂ中「(39)ｃ及びｄ」とあるのは「(39)ｄ」と読み替えるものとする。

b　［同左］

(13)　［同左］

(14)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）、発行価格及び資本組入額を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使（旧転換社債等の権利行使を含む。）による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加については、当中間会計期間中の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

準備金若しくは再評価積立金その他の法律で定める準備金を資本金に組入れた場合又は剰余金の処分による資本組入れを行った場合における資本金の増加については、その内容を欄外に記載すること。

発行済株式総数、資本金及び資本準備金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(15)～(17)　同左］

⑱　経理の状況

［ａ～ｅ　略］

ｆ　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に重要な変更がない場合には、記載を要しない。

［ｇ～ｉ　略］

［⑲～㊲　略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑰　略］

⑱　その他の新株予約権等の状況

ａ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

ｂ　［略］

［⑲～㉓　略］

⑱　［同左］

［ａ～ｅ　同左］

ｆ　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表又は中間財務諸表（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合にあっては、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

［ｇ～ｉ　同左］

［⑲～㊲　同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑰　同左］

⑱　［同左］

ａ　「第一部　企業情報」の「第２　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「届出書」とあるのは「半期報告書」と読み替えるものとする。

ｂ　［同左］

［⑲～㉓　同左］

⑵4　経理の状況

［ａ～ｄ　略］

ｅ　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っている場合には、その旨及びその取組の具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に重要な変更がない場合には、記載を要しない。

ｆ　［略］

［⑵5～⑷7　略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　略］

⑸　主要な経営指標等の推移

提出会社の最近２中間会計期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

ａ　売上高

ｂ　中間純利益金額又は中間純損失金額

ｃ　純資産額

ｄ　総資産額

ｅ　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。）

⑵4　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。

ｆ　［同左］

［⑵5～⑷7　同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項及び第２項
【提出先】	＿＿財務（支）局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】⑵	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】⑷	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　同左］

⑸　［同左］

ａ　提出会社の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

⑷　売上高

⑹　経常利益金額又は経常損失金額

⑹　中間純利益金額又は中間純損失金額

⑹　当期純利益金額又は当期純損失金額

⑹　資本金

⑹　発行済株式総数

⑹　純資産額

⑹　総資産額

⑹　１株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の４第１項又は第280条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり純資産額をいう。）

	(j)　１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額（財務諸表等規則第301条第１項の規定により注記しなければならない１株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額をいう。） (k)　１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の５の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。） (l)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額（財務諸表等規則第302条第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額をいう。） (m)　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の５の３第１項に規定する潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額をいう。） (n)　１株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第５項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。） (o)　自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第278条において準用する財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第67条の２の規定により掲記される株式引受権の金額及び財務諸表等規則第68条第１項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。） (p)　営業活動によるキャッシュ・フロー (q)　投資活動によるキャッシュ・フロー (r)　財務活動によるキャッシュ・フロー (s)　現金及び現金同等物の中間期末残高又は期末残高 (t)　従業員数 b　「５　従業員の状況」において、提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(t)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
⑹　［略］	⑹　［同左］
⑺　株式等の状況 第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。ただし、提出会社が既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第119条第３号及び第４号に掲げる事項に準ずる内容を記載した場合であって、当中間会計期間においてその内容に変更があったときは、その旨及び当該変更の内容を記載することができる。	⑺　［同左］ 第五号様式記載上の注意⑯から㉒までに準じて記載すること。
［⑻～⑼　略］	［⑻～⑼　同左］
⑽　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 a　［略］ b　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。	⑽　［同左］ a　［同左］ b　当中間会計期間において、提出会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合には、その内容、対処方針等を具体的に記載すること。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｂにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

［(11)・(12)　略］

(13)　研究開発活動

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。ただし、既に提出された有価証券届出書又は前事業年度の有価証券報告書で記載した内容から変更がない場合には、その旨を記載することによって、研究開発活動の状況及び研究開発費の金額に係る記載を省略することができる。

［(14)～(23)　略］

(24)　保証会社以外の会社の情報

ａ　第五号様式記載上の注意(41)（ｃを除く。）に準じて記載すること。

ｂ　連動子会社については、当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。ただし、中間キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合には、これに準じて、中間キャッシュ・フローの状況を記載すること。

(25)　指数等の情報

第五号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意(42)ｂ中「最近５事業年度（６箇月を１事業年度とする会社にあっては10事業年度）」とあるのは、「最近２中間会計期間」と読み替えるものとする。

［(26)～(28)　略］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(8)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｂにおいて「基本方針」という。）を定めている会社において、当中間会計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容を記載すること。また、当中間会計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第３号に掲げる事項を記載すること。

［(11)・(12)　同左］

(13)　［同左］

当中間会計期間における研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に記載すること。

［(14)～(23)　同左］

(24)　［同左］

第五号様式記載上の注意(41)に準じて記載すること。

(25)　［同左］

第五号様式記載上の注意(42)に準じて記載すること。

［(26)～(28)　同左］

第七号様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の住所又は所在地】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）金額】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【安定操作に関する事項】(8)　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】(9)　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］
（記載上の注意）
［(1)～(13)　略］
(14)　新株予約権証券の募集
［ａ～ｏ　略］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐ及び(41)ｆにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［略］
［(15)～(40)　略］
(41)　株式の総数等
ａ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。また、所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ａ及び(42)ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券がある場合には、その数、種類等について付記すること。
［ｂ～ｅ　略］
ｆ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、ａにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
(42)　発行済株式総数及び資本金の推移
ａ　［略］
ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。
所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
ｃ　［略］
［(43)～(68)　略］

［第一部～第四部　同左］
（記載上の注意）
［(1)～(13)　同左］
(14)　［同左］
［ａ～ｏ　同左］
ｐ　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下ｐ及び(41)ｆにおいて「基本方針」という。）を定めている会社については、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権証券を発行する場合はその旨を欄外に記載すること。
ｑ　［同左］
［(15)～(40)　同左］
(41)　［同左］
ａ　「未発行株式数」の欄には、新株予約権の行使等により発行される予定の株式がある場合には、その数、種類等について付記すること。
［ｂ～ｅ　同左］
ｆ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」において記載を要する、基本方針に照らして不適切な者によって当該会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）の一環として、新株予約権を発行している場合には、その数及び種類を欄外に記載すること。なお、ａにおいて新株予約権の内容を記載している場合には、重複する事項についてはその旨のみを記載することができる。
(42)　［同左］
ａ　［同左］
ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。
合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。
新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。
発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由、減資割合等を欄外に記載すること。
ｃ　［同左］
［(43)～(68)　同左］

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

以下の規定により第二号様式及び第七号様式の記載上の注意に準じて当該規定に係る記載をする場合には、第二号様式及び第七号様式記載上の注意中「届出書提出日」、「届出書提出日の最近日」及び「最近日」とあるのは「当連結会計年度末」（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、「当事業年度末」）と、「最近５連結会計年度」とあるのは「当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近２連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度」と、「最近連結会計年度」及び「最近連結会計年度等」とあるのは「当連結会計年度」と、「最近連結会計年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、「最近５事業年度」とあるのは「当事業年度の前４事業年度及び当事業年度」と、「最近２事業年度」及び「最近２事業年度等」とあるのは「当事業年度の前事業年度及び当事業年度」と、「最近事業年度」及び「最近事業年度等」とあるのは「当事業年度」と、「最近事業年度末」とあるのは「当事業年度末」と、「届出書に記載した」とあるのは「有価証券報告書に記載した」と読み替えるものとする。

［(1)～(24)　略］

(25)　発行済株式総数及び資本金の推移

a　［略］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

第八号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【事業年度】	第　期（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［(1)～(24)　同左］

(25)　［同左］

a　［同左］

b　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合は割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使等による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、事業年度ごとにそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(26)～(48)　略］

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(14)　略］

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(26)～(48)　同左］

第九号の三様式

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第　号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【中間会計期間】	第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【会社名】(2)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の氏名又は名称】(4)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代理人の住所又は所在地】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】(5)	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(6)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(14)　同左］

⑮　発行済株式総数及び資本金の推移

ａ　［略］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間のそれぞれの合計額を記載し、新株予約権の行使によるものである旨を欄外に記載すること。

所定の時期に確定した数の株券（金融商品取引所に上場されているもの又は店頭売買有価証券に該当するものに限る。ｂにおいて同じ。）を交付する旨の定めに基づく株券の交付（ｂにおいて「事後交付型株式による株券の交付」という。）による発行済株式総数及び資本金の増加については、当中間会計期間中のそれぞれの合計額を記載し、事後交付型株式による株券の交付によるものである旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　略］

［⑯～⑱　略］

⑲　中間財務書類

ａ　次の中間財務書類を掲げること。

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、財務諸表等規則第328条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

［①～③　略］

(b)　［略］

ｂ　［略］

［⑳～㉖　略］

第十号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑮　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　新株の発行による発行済株式総数及び資本金の増加については、新株の発行形態（有償・無償の別、株主割当・第三者割当等の別、株主割当の場合には割当比率等）を欄外に記載すること。

合併については、合併の相手先名及び合併比率を欄外に記載すること。

新株予約権の行使による発行済株式総数及び資本金の増加については、当半期会計期間の合計額を記載し、その旨を欄外に記載すること。

発行済株式総数及び資本金の減少については、その理由及び減資割合等を欄外に記載すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［⑯～⑱　同左］

⑲　［同左］

ａ　［同左］

(a)　提出会社の本邦以外の地域において開示している中間財務書類が、四半期財務諸表等規則第85条第１項又は第２項の規定により、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認められた場合には、次の①から③までに掲げる場合の区分に応じ、当該①から③までに定める中間財務書類を掲げること。

この場合において、中間財務書類の種類（中間会計期間に係る中間貸借対照表、中間損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。）は、当該地域で開示すべきこととされているものによる（(b)において同じ。）。

［①～③　同左］

(b)　［同左］

ｂ　［同左］

［⑳～㉖　同左］

第十号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【根拠条文】　金融商品取引法第24条の５第１項の表の第３号

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【中間会計期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【会社名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(6)　名称 （所在地） ［第一部・第二部　略］ （記載上の注意） ［(1)～(17)　略］ (18)　株式の総数等 第七号様式記載上の注意(4)（ａのうち所定の時期に確定した数の株券を交付する旨の定めに基づいて交付される予定の株券に係る部分を除く。）に準じて記載すること。 ［(18－２)　～(33)　略］	【代理人の氏名又は名称】(4) 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】(5) 【連絡場所】 【電話番号】 【縦覧に供する場所】(6)　名称 （所在地） ［第一部・第二部　同左］ （記載上の注意） ［(1)～(17)　同左］ (18)　［同左］ 第七号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。 ［(18－２)　～(33)　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第六条の二**　法第二十九条の二第一項第六号に規定する内内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ 三　第一号に掲げる方法による場合において、金融商品取引業者等が、一の相手方（その代理人を含み、当該相手方が法人である場合にあっては、その役員及び使用人を含む。）に対し、当該相手方からの求めに応じ、音声の送受信による通話の方法により前二号に規定する情報（前二号に掲げる方法により当該相手方の閲覧に供し、又は当該相手方の使用に係る電子計算機に送信したものに限る。）に係る事項について説明する方法 （業務の内容及び方法） **第八条**　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］	（有価証券の募集等に係る情報通信の技術を利用する方法） **第六条の二**　［同上］ ［一・二　同上］ ［号を加える。］ （業務の内容及び方法） **第八条**　［同上］ ［一～九　同上］

十　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　［略］

ロ　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、第一種少額電子募集取扱業務若しくは第二種少額電子募集取扱業務に該当するもの又は同号に規定する有価証券について行うものに限る。第百四十六条の二を除き、以下同じ。）を行う場合　次に掲げる事項

［(1)～(4)　略］

［十一・十二　略］

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一　募集又は私募（法第二条第三項第二号イ又はロに該当するものを除く。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）　当該有価証券の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この号及び次号において同じ。）に次に掲げる額を合算する方法

イ　当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。以下この項及び次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われたものに限る。）の発行価額の総額

ロ　当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第三号に規定する申込期間をいう。次号において同じ。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額

十　［同上］

イ　［同上］

ロ　電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下同じ。）を行う場合　次に掲げる事項

［(1)～(4)　同上］

［十一・十二　同上］

（発行価額の総額及び有価証券を取得する者が払い込む額の算定の方法）

第十六条の二　令第十五条の十の三第一号に規定する内閣府令で定める方法は、募集又は私募に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、当該新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項において同じ。）に、当該有価証券の募集又は私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた募集又は私募及び当該有価証券の募集又は私募と申込期間（第七十条の二第二項第三号に規定する申込期間をいう。）の重複する同一の発行者により行われる募集又は私募に係る当該有価証券と同一の種類（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であるか同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利であるかの別をいう。次項において同じ。）の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその募集の取扱い又は私募の取扱いが行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額を合算する方法とする。

［号を加える。］

二　私募（法第二条第三項第二号イ又はロに該当するものに限る。以下この号において同じ。）に係る有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその私募の取扱いが行われるものに限る。）当該有価証券の発行価額の総額に次に掲げる額を合算する方法

イ　当該有価証券の私募を開始する日前一年以内に同一の発行者により行われた私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその私募の取扱いが行われたものに限る。）の発行価額の総額

ロ　当該有価証券の私募と申込期間の重複する同一の発行者により行われる私募に係る当該有価証券と同一の種類の有価証券（第一種少額電子募集取扱業務又は第二種少額電子募集取扱業務としてその私募の取扱いが行われるものに限る。）の発行価額の総額

［号を加える。］

2　［略］

3　令第十五条の十の三第二号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　募集又は私募に係る有価証券を取得する者が個人である場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額が二百万円を超える場合にあっては、二百万円）

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、当該有価証券の取得の申込みをした日（以下この項及び次項において「申込日」という。）における当該者の資産（当該者の居住の用に供する建物及びその敷地を除く。）の合計額から負債の合計額を控除した額として見込まれる額に百分の五を乗じて得た額

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、申込日の属する年の前年における当該者の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。第六十二条第一項第二号ハ及び第四号ハ並びに第二百四十六条の十第一項第二号ハ及び第四号ハにおいて同じ。）として見込まれる額に百分の五を乗じて得た額

ハ　五十万円

二　募集又は私募に係る有価証券を取得する者が法人である場合　次に掲げる額のうちいずれか高い額（その額が二百万円を超える場合にあっては、二百万円）

イ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、申込日における当該者の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額を控除した額として見込まれる額に百分の五を乗じて得た額

ロ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、申込日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額として見込まれる額に百分の五を乗じて得た額

ハ　五十万円

4　前項第二号イの資産及び負債の評価は、申込日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、前号ハに掲げる要件に該当すること。

［イ・ロ　略］

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額が一億円以上であると見込まれること。

［三・四　略］

［２・３　略］

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務（法第二十九条の二第一項第六号に規定する電子募集取扱業務をいい、同号に規定する有価証券について行うものに限る。以下この条において同じ。）の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２～４　略］

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　法第四十四条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引に付随して行う金銭又は有価証券の貸付けを除く。）を行うことを条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすもの及び次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

［イ・ロ　略］

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。

(1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限る。）

(2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二に規定するものを除く。）

二　［略］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　法第四十四条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一　資金の貸付け若しくは手形の割引を内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は信用の供与の条件として、金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為（第百十七条第一項第三号に掲げる行為によってするもの、前条各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）

［イ・ロ　略］

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の属する年の前年における申出者の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。第四号ハ並びに第二百四十六条の十第一項第二号ハ及び第四号ハにおいて同じ。）が一億円以上であると見込まれること。

［三・四　同上］

［２・３　同上］

第百四十六条の二　金融商品取引業者等は、第三項に規定する事項を、電子募集業務又は電子募集取扱業務の相手方の使用に係る電子計算機の映像面において、当該相手方にとって見やすい箇所に明瞭かつ正確に表示されるようにしなければならない。

［２～４　同上］

（金融商品取引業者その他業務に係る禁止行為）

第百四十九条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第一号に掲げるものを除く。）

(2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第二号に掲げるものを除く。）

二　［同上］

（登録金融機関その他業務に係る禁止行為）

第百五十条　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　当該金融商品取引契約の締結又はその勧誘が次に掲げるいずれかの有価証券又は権利を対象とする電子申込型電子募集業務又は電子申込型電子募集取扱業務に係るものであること。 (1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限る。） (2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二に規定するものを除く。） ［二～五　略］	ハ　［同上］ (1)　法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第一号に掲げるものを除く。） (2)　法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利（法第三条第三号に掲げるもの又は金融商品取引所に上場されていないものに限り、令第十五条の十の二第一項第二号に掲げるものを除く。） ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年二月二十五日から施行する。ただし、第一条中企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(29)ｅ及び第二号の五様式記載上の注意(31)ｅの改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新開示府令」という。）第二条の規定は、この府令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始する取得勧誘（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した取得勧誘又は売付け勧誘等については、なお従前の例による。

2　新開示府令第十二条第一号ホの規定は、目論見書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該目論見書について適用し、目論見書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合における当該目論見書については、なお従前の例による。

3　新開示府令第十九条第二項第二号の二の規定は、施行日以後に同号に掲げる場合に該当することとなった場合における臨時報告書の提出について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第二号の二に掲げる場合に該当することとなった場合における臨時報告書の提出については、なお従前の例による。

4　新開示府令第二号様式記載上の注意(42)ｂ（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、新開示府令第二号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）及び第二号の六様式において準じて記載することとされている場合を含む。）並びに第七号様式記載上の注意(41)ａ及び(42)ｂ（いずれも事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、これらの規定を新開示府令第七号の四様式において準じて記載することとされている場合を含む。）の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に事後交付型株式による株券の交付を行う場合における当該株券の交付に係る部分について適用する。

5　新開示府令第二号の五様式は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書について適用し、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が同日前に終了する事業年度に係るものである場合における当該有価証券届出書については、なお従前の例による。

6　新開示府令第三号様式記載上の注意(23)ｂ（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）並びに第七号様式記載上の注意(41)ａ及び(42)ｂ（いずれも事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限り、これらの規定を新開示府令第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(25)ｂ（事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限る。）の規定は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に事後交付型株式による株券の交付を行う場合における同日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用する。

7　新開示府令第三号の二様式は、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

8　新開示府令第四号の三様式記載上の注意(14)ｂ及び第九号の三様式記載上の注意(15)ｂ（いずれも事後交付型株式による株券の交付に係る部分に限る。）の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用する。

9　新開示府令第五号の二様式は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る半期報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省令

○財務省令第三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百二十三条の十一第六項の規定に基づき、子ども・子育て支援資金事務取扱規則を次のように定める。

令和七年二月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

子ども・子育て支援資金事務取扱規則

（通則）

第一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百二十三条の十一第一項に規定する子ども・子育て支援資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（資金の受払い）

第二条　資金は、法第百二十三条の十一第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

（資金受払簿）

第三条　内閣総理大臣は、別紙書式の子ども・子育て支援資金受払簿を備え、前条に規定する資金の受払いを登記しなければならない。

附　則

この省令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

別紙書式

子ども・子育て支援資金受払簿

年　月　日	対応科目	受入額	払出額	差引残高	備　考
		円	円	円	

○財務省令第四号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

財務大臣　加藤　勝信

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備等に関する省令

（国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部改正）

第一条　国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令（大正十一年大蔵省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前

第二十四号書式

「某年度何々会計支払元受高差引簿」

年	月	日	摘要	支払元受高	支出済額	残額
				円	円	円
何	年					
何	何		前年度より持越し	0		0
	何		歳入	0		
	〃				0	
	〃		定額戻入		0	
	〃		更正減額何々	0		0
	何		翌年度へ持越し		0	
	〃		何々		0	0

備考

1　特別会計に関する法律施行令の規定により作成する支払元受高差引簿は、この書式による。

2　特別会計に関する法律施行令第29条第４項、第29条の２第４項、第29条の３第４項又は附則第３条若しくは第60条第４項に規定する支払元受高総括簿として使用する場合においては、支出済額の欄に代えてそれぞれの所管省への配分額の欄を設けるものとするほか、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣、子ども・子育て支援特別会計にあつては内閣総理大臣、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては内閣総理大臣又は財政投融資特別会計にあつては財務大臣が必要があると認めるときは、本書式に定める事項以外の事項の欄を設けることができる。

第二十四号書式

「某年度何々会計支払元受高差引簿」

年	月	日	摘要	支払元受高	支出済額	残額
				円	円	円
何	年					
何	何		前年度より持越し	0		0
	何		歳入	0		
	〃				0	
	〃		定額戻入		0	
	〃		更正減額何々	0		0
	何		翌年度へ持越し		0	
	〃		何々		0	0

備考

1　特別会計に関する法律施行令の規定により作成する支払元受高差引簿は、この書式による。

2　特別会計に関する法律施行令第29条第４項、第29条の２第４項又は附則第３条第２項若しくは第60条第４項に規定する支払元受高総括簿として使用する場合においては、支出済額の欄に代えてそれぞれの所管省への配分額の欄を設けるものとするほか、エネルギー対策特別会計にあつては経済産業大臣、東日本大震災復興特別会計にあつては復興大臣、交付税及び譲与税配付金特別会計にあつては内閣総理大臣又は財政投融資特別会計にあつては財務大臣が必要があると認めるときは、本書式に定める事項以外の事項の欄を設けることができる。

（日本銀行国債事務取扱規程の一部改正）

第二条　日本銀行国債事務取扱規程（大正十一年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第十四条　日本銀行ハ国債ノ発行ニ依リ応募払込金又ハ発行代金、受入経過利子、応募申込保証金、延滞利子其ノ他ノ収入金ヲ収入シタルトキハ夫々政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条ニ規定スル政府短期証券ヲ謂フ以下同ジ）及割引短期国庫債券（政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）第一条ニ規定スル割引短期国庫債券ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ国債ノ発行ニ依ル収入金ハ公債発行収入金トシテ、政府短期証券及割引短期国庫債券ノ発行ニ依ル収入金ハ政府短期証券発行高トシテ受入レ整理シ更ニ政府短期証券発行高（政府短期証券ノ発行ニ依ル収入金ニ係ルモノニ限ル）ハ夫々財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高、育児休業等給付証券発行高又ハ融通証券（政府資金調達事務取扱規則第二条第三号、第三号ノ二、第四号及第五号ニ規定スル融通証券ヲ除ク以下同ジ）発行高ニ整理スヘシ但シ政府短期証券発行高トシテ受入レ整理シタル収入金ガ夫々財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又ハ融通証券ノ発行額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ発行額ヲ超ユル金額ハ政府短期証券発行高ヨリ払出シ財務省証券ノ発行額ヲ超ユル金額ハ一般会計又食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又ハ融通証券ノ発行額ヲ超ユル金額ハ夫々食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又ハ融通証券ノ負担会計ノ歳入金トシテ受入レ整理スベシ **第十五条**　日本銀行ハ国債ノ発行ニ依ル収入金ノ出納ヲ整理スル為公債発行収入金受払帳、政府短期証券発行高受払帳、財務省証券発行高受払帳、食糧証券発行高受払帳、石油証券発行高受払帳、原子力損害賠償支援証券発行高受払帳、育児休業等給付証券発行高受払帳及融通証券発行高受払帳ヲ備フヘシ ②　公債発行収入金受払帳ニハ国債ノ名称及記号別ニ応募払込金又ハ発行代金、受入経過利子、応募申込保証金、延滞利子及代用払込超過額毎ニ、政府短期証券発行高受払帳ニハ記号別ニ応募払込金又ハ発行代金毎ニ又財務省証券発行高受払帳、食糧証券発行高受払帳、石油証券発行高受払帳、原子力損害賠償支援証券発行高受払帳、育児休業等給付証券発行高受払帳及融通証券発行高受払帳ニハ記号別ニ口座ヲ設クヘシ **第十八条**　日本銀行ハ毎日公債発行収入金、政府短期証券発行高、財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高、育児休業等給付証券発行高及融通証券発行高ノ出納ニ関シ第一号書式ノ公債発行収入金等出納報告表ヲ調製シ之ヲ財務省ニ提出スヘシ	**第十四条**　日本銀行ハ国債ノ発行ニ依リ応募払込金又ハ発行代金、受入経過利子、応募申込保証金、延滞利子其ノ他ノ収入金ヲ収入シタルトキハ夫々政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条ニ規定スル政府短期証券ヲ謂フ以下同ジ）及割引短期国庫債券（政府短期証券及び割引短期国庫債券の取扱いに関する省令（平成十四年財務省令第六十七号）第一条ニ規定スル割引短期国庫債券ヲ謂フ以下同ジ）以外ノ国債ノ発行ニ依ル収入金ハ公債発行収入金トシテ、政府短期証券及割引短期国庫債券ノ発行ニ依ル収入金ハ政府短期証券発行高トシテ受入レ整理シ更ニ政府短期証券発行高（政府短期証券ノ発行ニ依ル収入金ニ係ルモノニ限ル）ハ夫々財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高又ハ融通証券（政府資金調達事務取扱規則第二条第三号、第三号ノ二及第四号ニ規定スル融通証券ヲ除ク以下同ジ）発行高ニ整理スヘシ但シ政府短期証券発行高トシテ受入レ整理シタル収入金ガ夫々財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又ハ融通証券ノ発行額ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ発行額ヲ超ユル金額ハ政府短期証券発行高ヨリ払出シ財務省証券ノ発行額ヲ超ユル金額ハ一般会計又食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又ハ融通証券ノ発行額ヲ超ユル金額ハ夫々食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又ハ融通証券ノ負担会計ノ歳入金トシテ受入レ整理スベシ **第十五条**　日本銀行ハ国債ノ発行ニ依ル収入金ノ出納ヲ整理スル為公債発行収入金受払帳、政府短期証券発行高受払帳、財務省証券発行高受払帳、食糧証券発行高受払帳、石油証券発行高受払帳、原子力損害賠償支援証券発行高受払帳及融通証券発行高受払帳ヲ備フヘシ ②　公債発行収入金受払帳ニハ国債ノ名称及記号別ニ応募払込金又ハ発行代金、受入経過利子、応募申込保証金、延滞利子及代用払込超過額毎ニ、政府短期証券発行高受払帳ニハ記号別ニ応募払込金又ハ発行代金毎ニ又財務省証券発行高受払帳、食糧証券発行高受払帳、石油証券発行高受払帳、原子力損害賠償支援証券発行高受払帳及融通証券発行高受払帳ニハ記号別ニ口座ヲ設クヘシ **第十八条**　日本銀行ハ毎日公債発行収入金、政府短期証券発行高、財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高及融通証券発行高ノ出納ニ関シ第一号書式ノ公債発行収入金等出納報告表ヲ調製シ之ヲ財務省ニ提出スヘシ

（支出官事務規程の一部改正）

第三条　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　［略］ ［一～二十一　略］ 二十二　国債整理基金特別会計において財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又は融通証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条第三号から第五号までに規定する融通証券を除く。）の割引差額の支払をするため、支出の決定をするとき ［二十三～二十七　略］ ［②　略］ **第十一条**　［略］ ［②～⑤　略］ ［⑥　略］ ［一～二十一　略］ 二十二　第九条第一項第二十二号の支出の決定をした場合　振替先として財務省、受入科目として財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高、育児休業等給付証券発行高又は融通証券発行高 ［二十三～二十七　略］	**第九条**　［同上］ ［一～二十一　同上］ 二十二　国債整理基金特別会計において財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又は融通証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条第三号から第四号までに規定する融通証券を除く。）の割引差額の支払をするため、支出の決定をするとき ［二十三～二十七　同上］ ［②　同上］ **第十一条**　［同上］ ［②～⑤　同上］ ［⑥　同上］ ［一～二十一　同上］ 二十二　第九条第一項第二十二号の支出の決定をした場合　振替先として財務省、受入科目として財務省証券発行高、食糧証券発行高、石油証券発行高、原子力損害賠償支援証券発行高又は融通証券発行高 ［二十三～二十七　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第一号書式

第一号書式〔第18条〕

公債発行収入金等出納報告表

年　月　日

財務省宛

年　月　日分　日本銀行

種別	受	払	残
公債発行収入金			
何公債（何　号）			
応募払込金			
発行代金			
受入経過利子			
応募申込保証金			
延滞利子			
代用払込超過額			
政府短期証券発行高（第　回）			
応募払込金			
発行代金			
受入経過利子			
財務省証券発行高（第　回）			
食糧証券発行高（第　回）			
石油証券発行高（第　回）			
原子力損害賠償支援証券発行高（第　回）			
育児休業等給付証券発行高（第　回）			
融通証券発行高（第　回）　（何）証券			

用紙寸法　日本産業規格Ａ列５

第一号書式

第一号書式〔第18条〕

公債発行収入金等出納報告表

年　月　日

財務省宛

年　月　日分　日本銀行

種別	受	払	残
公債発行収入金			
何公債（何　号）			
応募払込金			
発行代金			
受入経過利子			
応募申込保証金			
延滞利子			
代用払込超過額			
政府短期証券発行高（第　回）			
応募払込金			
発行代金			
受入経過利子			
財務省証券発行高（第　回）			
食糧証券発行高（第　回）			
石油証券発行高（第　回）			
原子力損害賠償支援証券発行高（第　回）			
融通証券発行高（第　回）　（何）証券			

用紙寸法　日本産業規格Ａ列５

（特別調達資金出納官吏事務規程の一部改正）

第四条　特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十九条　資金出納官吏は、第十三条第一号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度厚生労働省所管年金特別会計健康勘定」と記録するほか、「健康保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 2　資金出納官吏は、第十三条第二号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度厚生労働省所管年金特別会計健康勘定」と記録するほか、「船員保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 3　資金出納官吏は、第十三条第三号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定」と記録するほか、「厚生年金保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 ［4～14　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**第十九条**　資金出納官吏は、第十三条第一号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計健康勘定」と記録するほか、「健康保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 2　資金出納官吏は、第十三条第二号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計健康勘定」と記録するほか、「船員保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 3　資金出納官吏は、第十三条第三号の規定により送信する国庫金振替書には、振替先としてその歳入の取扱庁名（その納入告知書又は納付書が分任歳入徴収官の発したものであるときは、その取扱庁名及び当該分任歳入徴収官の所属庁名）を、その受入科目として「何年度内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定」と記録するほか、「厚生年金保険料被保険者負担金」と記録し、かつ、その納入告知書又は納付書に記載された番号を併せて記録しなければならない。 ［4～14　同上］

（支出負担行為等取扱規則の一部改正）

第五条　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表甲号 ［本表　略］	**別表甲号** ［本表　同上］

備考　本表区分の主な内訳を示せば、次の通りである。

区分	内訳
［略］	［略］
23　利子及び割引料	国債利子・借入金利子・財務省証券割引差額・食糧証券割引差額・石油証券割引差額・原子力損害賠償支援証券割引差額・育児休業等給付証券割引差額・預金利子
［略］	［略］

（歳入徴収官事務規程の一部改正）

第六条　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

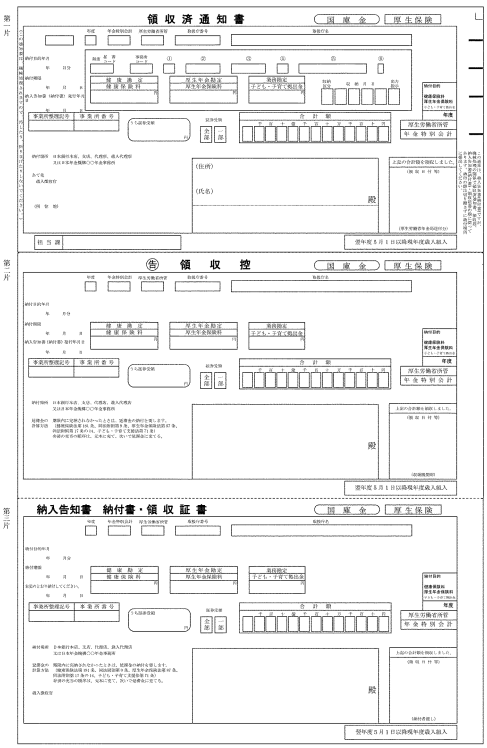
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（徴収決定済額の減額整理） **第三十八条**　［略］ 一　［略］ 二　子ども・子育て支援特別会計（育児休業等給付勘定に限る。） 三　［略］	（徴収決定済額の減額整理） **第三十八条**　［同上］ 一　［同上］ ［号を加える］ 二　［同上］

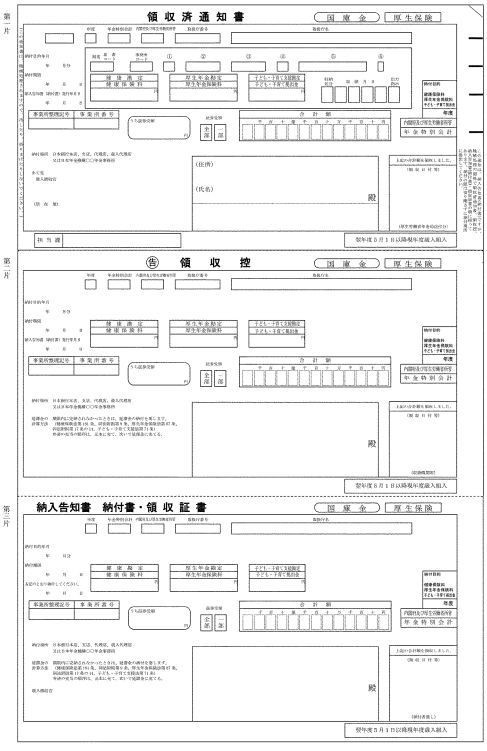
別紙第四号の四書式

別紙第４号の４書式



別紙第四号の四書式

別紙第４号の４書式

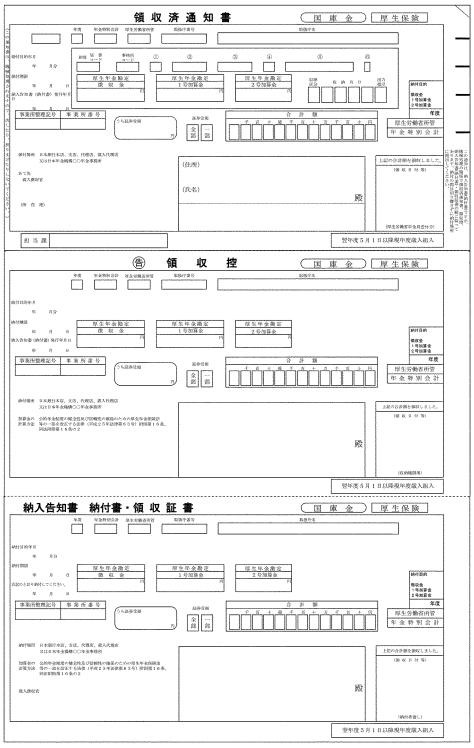


備考　［同上］

区分	内訳
［同上］	［同上］
［同上］	国債利子・借入金利子・財務省証券割引差額・食糧証券割引差額・石油証券割引差額・原子力損害賠償支援証券割引差額・預金利子
［同上］	［同上］

別紙第四号の四の二書式

別紙第４号の４の２書式



備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「勘定別保険料額」とあるのは「徴収金額、１号加算金及び２号加算金」と読み替えるものとする。

備考

１　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11 cm、横 21 cmとすること。

２　別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

３　第１片領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑤欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「都市区（①欄）」、「事業所符号（②欄）」、「納付目的年月分（③欄）」、「調定種別（④欄）」及び「勘定別保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。

４　納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

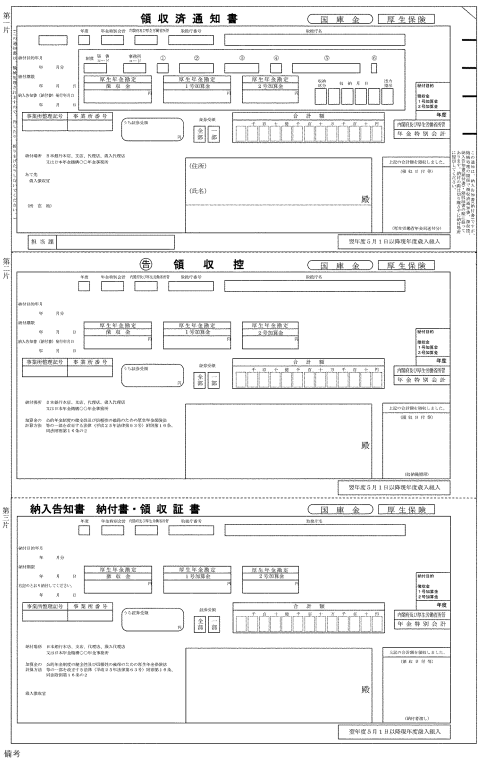
５　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

６　必要があるときは、本書式による処分についての審査請求等の教示を記載することができる。

７　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別紙第四号の四の二書式

別紙第４号の４の２書式



備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「勘定別保険料額」とあるのは「徴収金額、１号加算金及び２号加算金」と読み替えるものとする。

備考

１　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦 11 cm、横 21 cmとすること。

２　別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。

３　第１片領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑤欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「都市区（①欄）」、「事業所符号（②欄）」、「納付目的年月分（③欄）」、「調定種別（④欄）」及び「勘定別保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。

４　納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

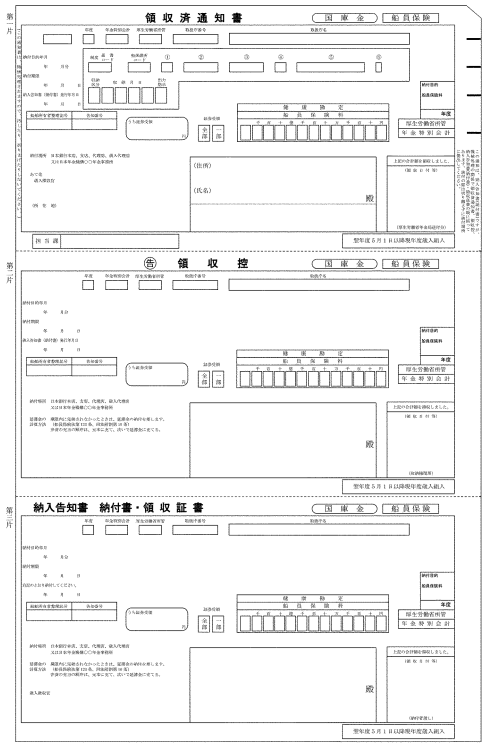
５　納入者に本書式に係る納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。

６　必要があるときは、本書式による処分についての審査請求等の教示を記載することができる。

７　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別紙第四号の六書式

別紙第４号の６書式

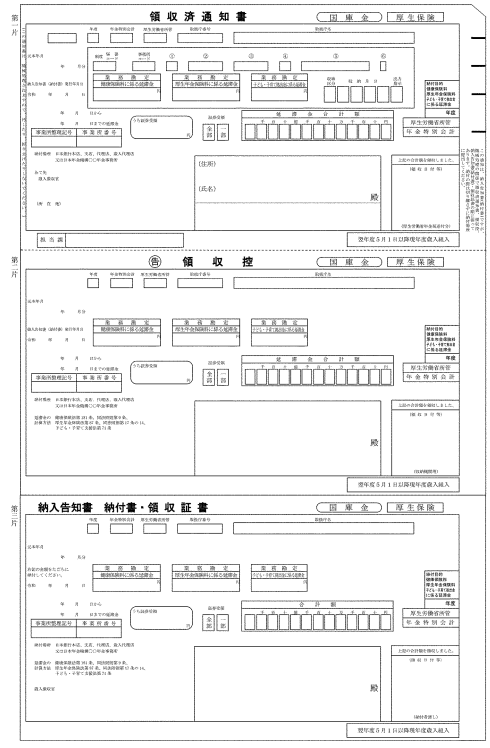


備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「保険料額」と読み替えるものとする。

別紙第四号の五書式

別紙第４号の５書式

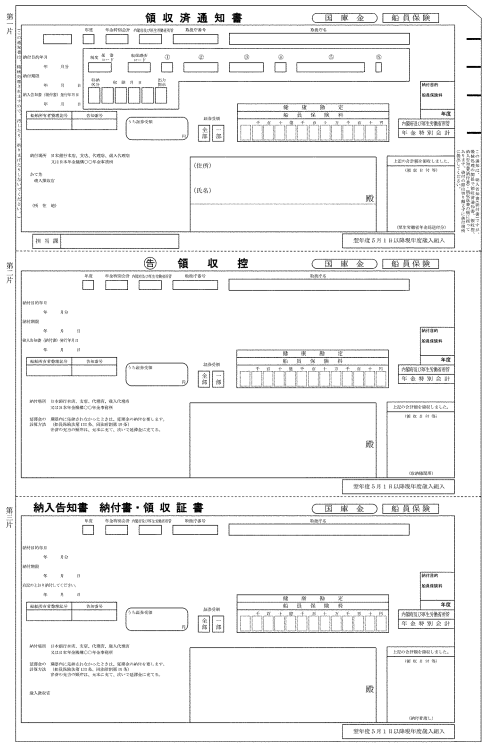


備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。

別紙第四号の六書式

別紙第４号の６書式

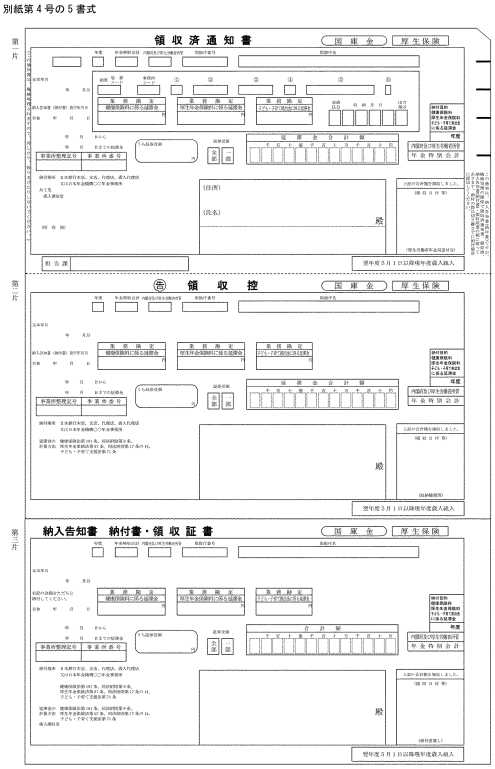


備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「保険料額」と読み替えるものとする。

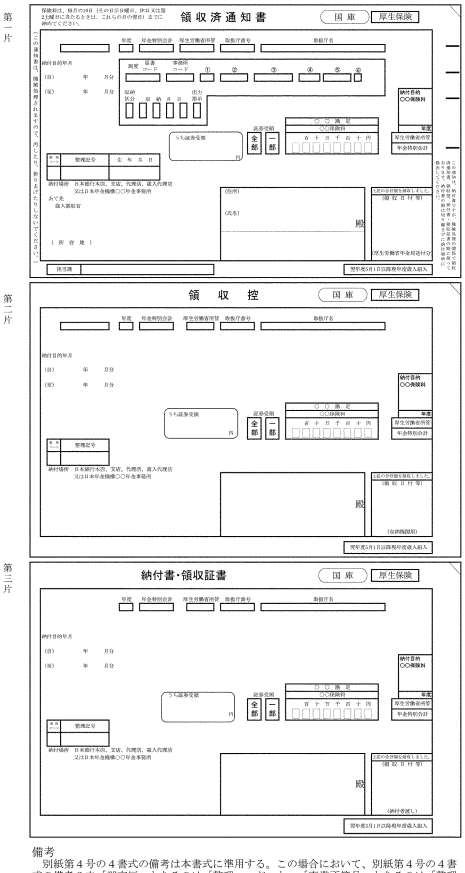
別紙第四号の五書式

別紙第４号の５書式



別紙第四号の十四書式

別紙第4号の14書式

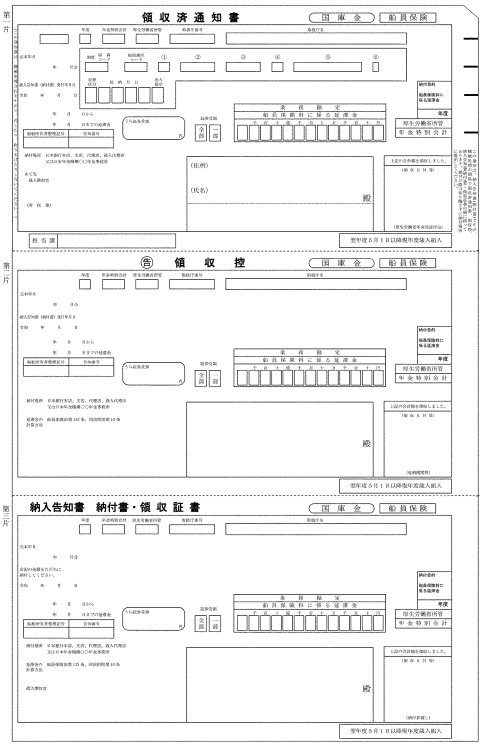


備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「都市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。

別紙第四号の七書式

別紙第４号の７書式

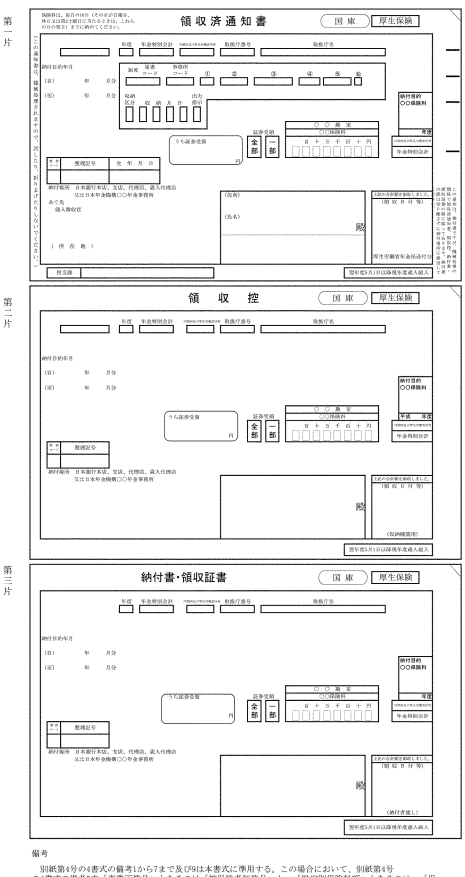


備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。

別紙第四号の十四書式

別紙第4号の14書式

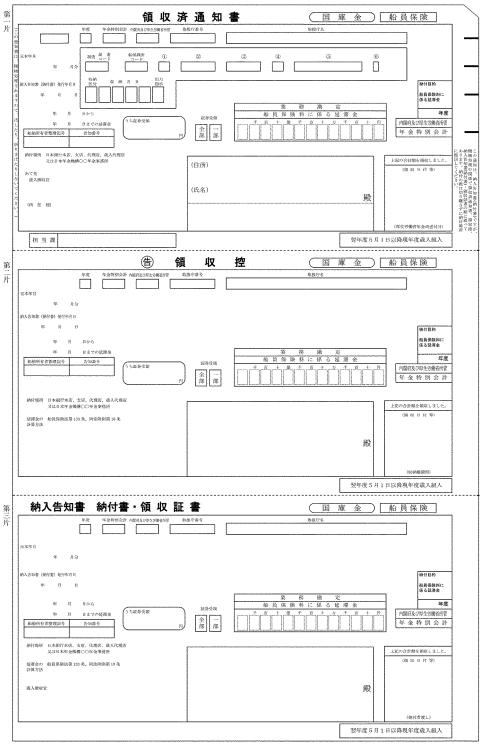


備考

別紙第4号の4書式の備考1から7まで及び9は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号の4書式の備考5中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。

別紙第四号の七書式

別紙第４号の７書式



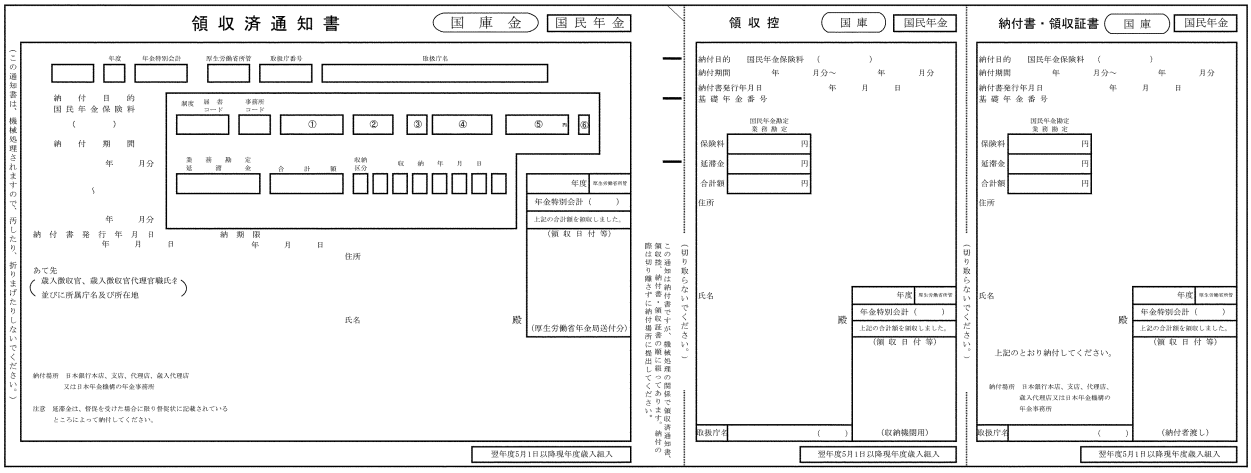
備考

別紙第４号の４書式の備考は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号の４書式の備考３中「都市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。

別紙第四号の十五書式

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙第4号の15書式

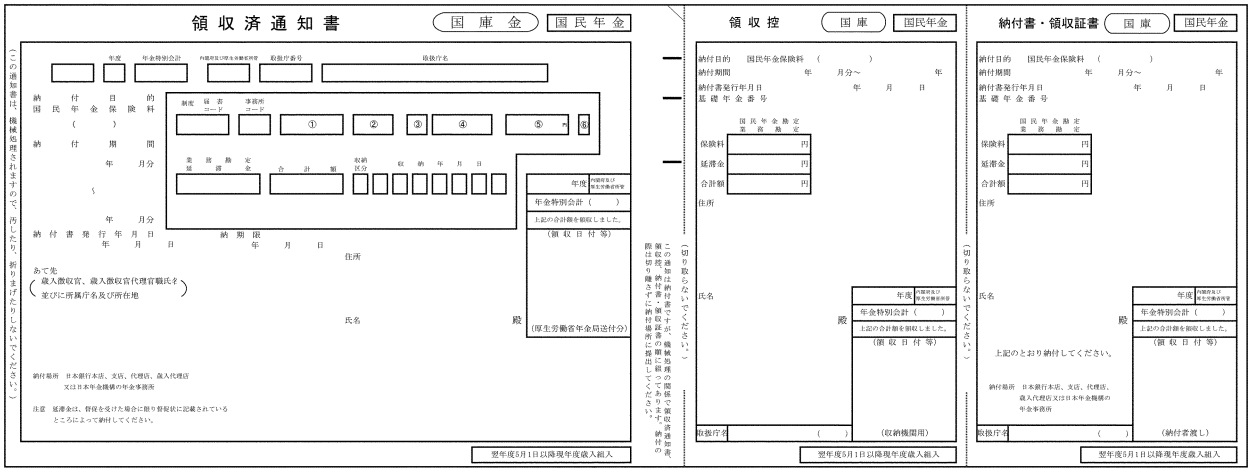


備考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横36cmとする。
2　別紙第4号書式の備考4は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは、「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
3　領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「基礎年金番号（①欄）」、「生年月日（②欄）」、「保険料種別（③欄）」、「納付期間（④欄）」、「保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。
4　納入者に本書式にかかる納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別紙第四号の十五書式

別紙第4号の15書式



備考

1　用紙の寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横36cmとする。
2　別紙第4号書式の備考4は本書式に準用する。この場合において、別紙第4号書式の備考4中「取扱庁名欄の番号」とあるのは、「取扱庁番号欄」と読み替えるものとする。
3　領収済通知書の中央上部欄の①欄から⑥欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理をするために必要な項目として、「基礎年金番号（①欄）」、「生年月日（②欄）」、「保険料種別（③欄）」、「納付期間（④欄）」、「保険料額の読取りの際の確認に関する事項（⑤欄及び⑥欄）」をアラビア数字で記入すること。
4　納入者に本書式にかかる納付情報により納付させようとするときは、当該納付に必要な事項を記載すること。
5　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部改正）

第七条　歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（移換手続）	（移換手続）
第二条　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。	**第二条**　各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、次に掲げる場合において国庫内の移換のため国庫金の払出しをしようとするときは、国庫金振替書（国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令（昭和四十三年大蔵省令第五十一号）第一号書式又は財政融資資金出納及び計算整理規則の規定に基づき財務大臣が定める書式（令和元年財務省告示第四十六号）別紙第二号書式の国庫金振替書をいう。以下同じ。）を発し、これを日本銀行（本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に交付し、又は送信（財政融資資金出納及び計算整理規則（昭和四十九年大蔵省令第二十二号）第二条第四号に規定する送信をいう。以下同じ。）しなければならない。
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　削除	九　法第百三条の二第五項の規定により、育児休業給付資金を使用するため、同資金に属する現金を雇用勘定の歳入に繰り入れるとき
十　削除	十　法第百三条の二第四項の規定により、雇用勘定の歳入不足を補足するため、育児休業給付資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき
十一　削除	十一　法第百七条第四項の規定により、雇用勘定において育児休業給付資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき
［十二～三十九　略］	［十二～三十九　同上］
四十　法第百二十三条の十一第五項の規定により、子ども・子育て支援資金を使用するため、同資金に属する現金を子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるとき	［号を加える。］
四十一　法第百二十三条の十一第四項の規定により、子ども・子育て支援勘定及び育児休業等給付勘定の歳入不足を補足するため、子ども・子育て支援資金に属する現金をこれらの勘定の歳入外に組み入れるとき	［号を加える。］
四十二　法第百二十三条の十八第五項の規定により、子ども・子育て支援勘定において子ども・子育て支援資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき	［号を加える。］
四十三　法第百二十三条の十二第五項の規定により、育児休業給付資金を使用するため、同資金に属する現金を育児休業等給付勘定の歳入に繰り入れるとき	［号を加える。］
四十四　法第百二十三条の十二第四項の規定により、育児休業等給付勘定の歳入不足を補足するため、育児休業給付資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき	［号を加える。］
四十五　法第百二十三条の十八第五項の規定により、育児休業等給付勘定において育児休業給付資金に属する現金を繰替使用し、又は法第十五条第六項の規定により、これを返還するとき	［号を加える。］

第三条　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第四十五号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～七の二　略］

八‖　削除

九‖　削除

十‖　削除

［十一～十五　略］

十六　前条第十八号に掲げる場合には、払出科目として「特別保健福祉事業資金」、受入科目として「何年度、厚生労働省所管年金特別会計業務勘定、歳入」

［十七～二十六　略］

二十七　前条第三十号に掲げる場合において、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」（厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳入外、損失補塡」、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定、歳入」

［二十八・二十九　略］

三十　前条第三十四号に掲げる場合において、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」（国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳入外、損失補塡」、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、厚生労働省所管年金特別会計国民年金勘定、歳入」

［三十一～三十五　略］

三十六‖　前条第四十号に掲げる場合には、払出科目として「子ども・子育て支援資金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入」

第三条　前条第一号から第二十七号まで（第五号の三中歳出の金額に戻し入れる場合及び第六号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）、第二十九号から第三十一号まで、第三十三号から第三十九号までに掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名を記載し、又は記録し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～七の二　同上］

八‖　前条第九号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、厚生労働省所管労働保険特別会計雇用勘定、歳入」

九‖　前条第十号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」（育児休業給付資金に属する現金を雇用勘定の支払元受高に繰替使用している場合にあつては、「何年度、労働保険特別会計雇用勘定、歳出外、繰替」とする。）、受入科目として「何年度、労働保険特別会計雇用勘定、歳入外、損失補塡」

十‖　前条第十一号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、労働保険特別会計雇用勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、労働保険特別会計雇用勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

［十一～十五　同上］

十六　前条第十八号に掲げる場合には、払出科目として「特別保健福祉事業資金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計業務勘定、歳入」

［十七～二十六　同上］

二十七　前条第三十号に掲げる場合において、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」（厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳入外、損失補塡」、厚生年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計厚生年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計厚生年金勘定、歳入」

［二十八・二十九　同上］

三十　前条第三十四号に掲げる場合において、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」（国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の支払元受高に繰替使用しているときには、「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、繰替」）、受入科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳入外、損失補塡」、国民年金勘定の積立金に属する現金を同勘定の歳入に組み入れるときには、払出科目として「何年度、年金特別会計国民年金勘定、歳出外、積立金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管年金特別会計国民年金勘定、歳入」

［三十一～三十五　同上］

［号を加える。］

三十七　前条第四十一号に掲げる場合には、払出科目として「子ども・子育て支援資金」（子ども・子育て支援資金に属する現金を子ども・子育て支援勘定の支払元受高に繰替使用している場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳出外、繰替」とする。）、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、損失補塡」（子ども・子育て支援資金に属する現金を育児休業等給付勘定に組み入れる場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、損失補塡」とする。）

三十八　前条第四十二号に掲げる場合において、子ども・子育て支援資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「子ども・子育て支援資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「子ども・子育て支援資金」

三十九　前条第四十三号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、内閣府及び厚生労働省所管子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入」

四十　前条第四十四号に掲げる場合には、払出科目として「育児休業給付資金」（育児休業給付資金に属する現金を育児休業等給付勘定の支払元受高に繰替使用している場合にあつては、「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」とする。）、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、損失補塡」

四十一　前条第四十五号に掲げる場合において、育児休業給付資金に属する現金を繰替使用するときには、払出科目として「育児休業給付資金」、受入科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳入外、繰替」、これを返還するときには、払出科目として「何年度、子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定、歳出外、繰替」、受入科目として「育児休業給付資金」

［２～４　略］

第四条　第二条の規定は、財務大臣が次に掲げる国庫内の移換をする場合に準用する。

［一・二　略］

三　政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）を発行した場合において、その収入金（その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、発行額）を財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券又は融通証券（同条第三号から第五号までに規定する融通証券を除く。以下同じ。）の発行高に相当する金額に繰り入れるとき

四　政府短期証券を発行した場合において、その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、財務省証券の発行額を超える部分の金額を一般会計の歳入に、又は食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券の発行額を超える部分の金額をそれぞれの負担会計の歳入に繰り入れるとき

五　法令の規定により、特別会計又は資金の支払上現金に不足を生じた場合において、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は一時借入金の借入れによる収入金を当該会計の歳入外又は資金に資金繰入れをし、又はその償還をさせるとき

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［２～４　同上］

第四条　第二条の規定は、財務大臣が次に掲げる国庫内の移換をする場合に準用する。

［一・二　同上］

三　政府短期証券（政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定するものをいう。次号において同じ。）を発行した場合において、その収入金（その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、発行額）を財務省証券、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券又は融通証券（同条第三号から第四号までに規定する融通証券を除く。以下同じ。）の発行高に相当する金額に繰り入れるとき

四　政府短期証券を発行した場合において、その収入金が当該政府短期証券の発行額を超える場合にあつては、財務省証券の発行額を超える部分の金額を一般会計の歳入に、又は食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券の発行額を超える部分の金額をそれぞれの負担会計の歳入に繰り入れるとき

五　法令の規定により、特別会計又は資金の支払上現金に不足を生じた場合において、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は一時借入金の借入れによる収入金を当該会計の歳入外又は資金に資金繰入れをし、又はその償還をさせるとき

六　法令の規定により、公債、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券を発行し、又は借入金若しくは一時借入金を借り入れた場合において、当該公債の発行による収入金、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は借入金若しくは一時借入金の借入れによる収入金を当該公債、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券、融通証券、借入金又は一時借入金の負担会計（法第四十六条第一項の規定により公債を発行した場合にあつては、国債整理基金特別会計。）の歳入に繰り入れるとき

［六の二～八　略］

九　財政法第七条第一項に規定する財務省証券若しくは一時借入金又は第五号に規定する食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、育児休業等給付証券、融通証券若しくは一時借入金（財政融資資金から借り入れたものを除く。）の償還をするため、その償還に必要な資金を日本銀行に交付するとき

［十・十一　略］

第五条　前条第一号、第二号及び第四号から第八号まで（第七号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名（同条第二号及び第五号に規定する償還をさせる場合にあつては、振替元としてその償還をする取扱庁名）を記載し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～四　略］

五　前条第六号に掲げる場合には、払出科目として「公債発行収入金」、「政府短期証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」、「育児休業等給付証券発行高」、「融通証券発行高」、「借入金」又は「一時借入金」、受入科目として「何年度、何省主管何会計、歳入」

［五の二～七　略］

2　前条第三号に掲げる場合において発する国庫金振替書には、その払出科目として「政府短期証券発行高」、受入科目として「財務省証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」、「育児休業等給付証券発行高」又は「融通証券発行高」と記載し、又は記録しなければならない。

［3・4　略］

5　前条第九号に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先として日本銀行と、その払出科目として「財務省証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」、「育児休業等給付証券発行高」、「融通証券発行高」又は「一時借入金」と、その受入科目として「政府短期証券償還資金」又は「一時借入金償還資金」と記載し、又は記録しなければならない。

［6・7　略］

六　法令の規定により、公債、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券を発行し、又は借入金若しくは一時借入金を借り入れた場合において、当該公債の発行による収入金、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券若しくは融通証券の発行高に相当する金額又は借入金若しくは一時借入金の借入れによる収入金を当該公債、食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、融通証券、借入金又は一時借入金の負担会計（法第四十六条第一項の規定により公債を発行した場合にあつては、国債整理基金特別会計。）の歳入に繰り入れるとき

［六の二～八　同上］

九　財政法第七条第一項に規定する財務省証券若しくは一時借入金又は第五号に規定する食糧証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、融通証券若しくは一時借入金（財政融資資金から借り入れたものを除く。）の償還をするため、その償還に必要な資金を日本銀行に交付するとき

［十・十一　同上］

第五条　前条第一号、第二号及び第四号から第八号まで（第七号中資金を日本銀行に交付する場合を除く。）に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先としてその資金繰入れを受ける取扱庁名（同条第二号及び第五号に規定する償還をさせる場合にあつては、振替元としてその償還をする取扱庁名）を記載し、かつ、次の区分により、その払出科目及び受入科目を記載し、又は記録しなければならない。

［一～四　同上］

五　前条第六号に掲げる場合には、払出科目として「公債発行収入金」、「政府短期証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」、「融通証券発行高」、「借入金」又は「一時借入金」、受入科目として「何年度、何省主管何会計、歳入」

［五の二～七　同上］

2　前条第三号に掲げる場合において発する国庫金振替書には、その払出科目として「政府短期証券発行高」、受入科目として「財務省証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」又は「融通証券発行高」と記載し、又は記録しなければならない。

［3・4　同上］

5　前条第九号に掲げる場合において発する国庫金振替書には、振替先として日本銀行と、その払出科目として「財務省証券発行高」、「食糧証券発行高」、「石油証券発行高」、「原子力損害賠償支援証券発行高」、「融通証券発行高」又は「一時借入金」と、その受入科目として「政府短期証券償還資金」又は「一時借入金償還資金」と記載し、又は記録しなければならない。

［6・7　同上］

第十条　日本銀行本店は、前二条の規定によるもののほか、歳入歳出外の受払に関し、毎月（その受払額のない月を除く。）その取り扱つた歳入歳出外の受入額及び払出額を掲げた第四号書式の次の各号に掲げる月計突合表を作成し、翌月の第七営業日までに到達の日取りをもつて当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

［一～六の三　略］

六の四　育児休業等給付証券発行高月計突合表　財務大臣

［七～二十　略］

二十一　子ども・子育て支援資金月計突合表　内閣総理大臣

2　［略］

第四号書式

第四号書式

何　月計突合表

年　月中　　年　月　日

「内閣総理大臣」、「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

日本銀行

受入額	払出額	備考
円	円	

（「内閣総理大臣」、「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

氏名　）

用紙寸法　日本産業規格A列4

備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本月振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

第十条　日本銀行本店は、前二条の規定によるもののほか、歳入歳出外の受払に関し、毎月（その受払額のない月を除く。）その取り扱つた歳入歳出外の受入額及び払出額を掲げた第四号書式の次の各号に掲げる月計突合表を作成し、翌月の第七営業日までに到達の日取りをもつて当該各号に掲げる者に送付しなければならない。

［一～六の三　同上］

［号を加える。］

［七～二十　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

第四号書式

第四号書式

何　月計突合表

年　月中　　年　月　日

「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

日本銀行

受入額	払出額	備考
円	円	

（「財務大臣」、「厚生労働大臣」、「経済産業大臣」又は「財務省理財局長」

氏名　）

用紙寸法　日本産業規格A列4

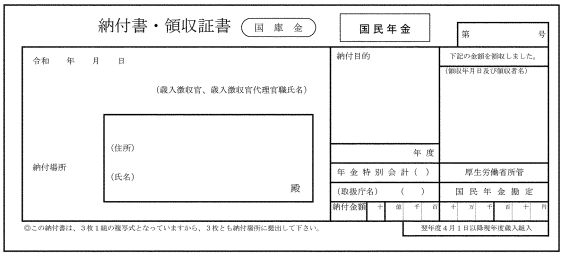
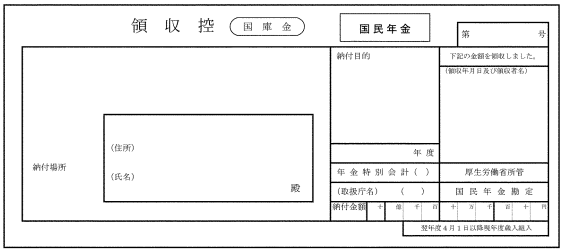
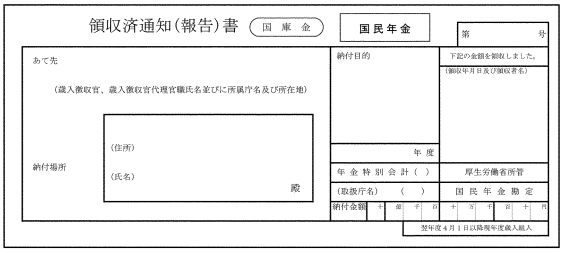
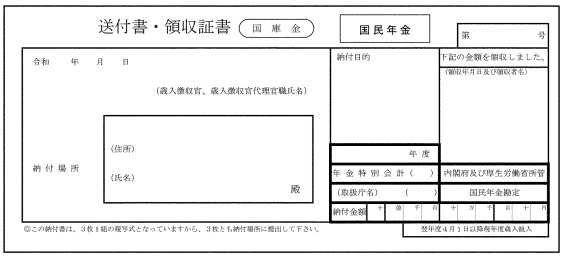
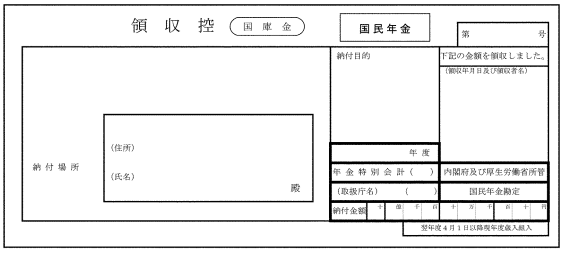
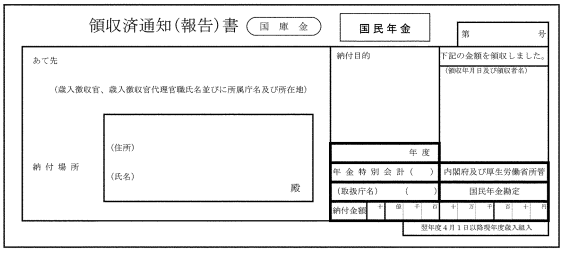
備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本月振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第八条　国民年金法等に基づく保険料の納付手続の特例に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙書式 別紙書式 （第１片）  （第２片）  （第３片）  備　考 １　歳入徴収官事務規程別紙第４号書式の備考１及び３並びに４は本書式に準用する。 ２　各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。 ３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。	（別紙様式） 別紙書式 （第１片）  （第２片）  （第３片）  備　考 １　歳入徴収官事務規程別紙第１号書式の備考１及び３並びに４は本書式に準用する。 ２　各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。 ３　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

（子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第九条　子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別紙書式	別紙書式

別紙書式

（第１片）

納　付　書・領　収　証　書　　国　庫　金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名
殿

※令和　年度　｜　子ども・子育て支援特別会計（番号）　｜　内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　こども家庭庁成育局　（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月
納付場所　日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

注意
１　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。
２　納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。

◎　この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

別紙書式

（第１片）

納　付　書・領　収　証　書　　国　庫　金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名
殿

※令和　年度　｜　年金特別会計（番号）　｜　内閣府及び厚生労働省所管

取扱庁名　厚生労働省年金局事業企画課　（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

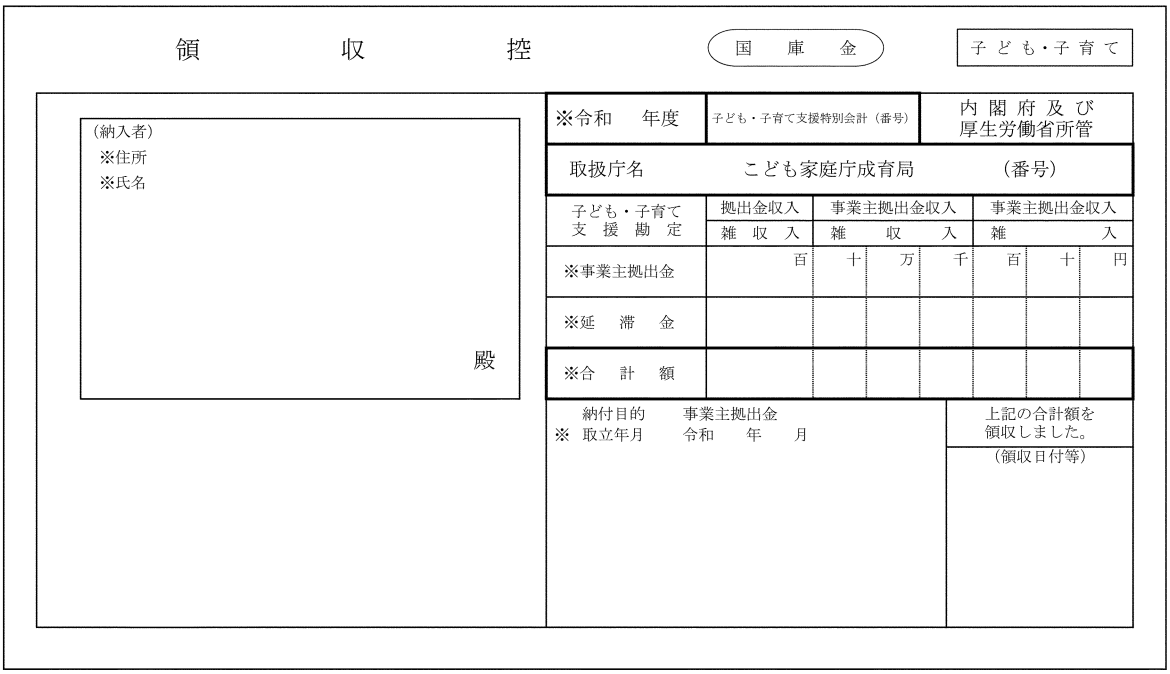
納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月
納付場所　日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

注意
１　納付金額を納付するときは、※印のところを記入し、納付場所に納付して下さい。
２　納付したときは、必ず領収者から領収証書を受け取って下さい。

◎　この納付書は、３枚１組の複写式となっていますから、３枚とも納付場所に提出して下さい。

（第２片）



領　収　控　　国　庫　金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

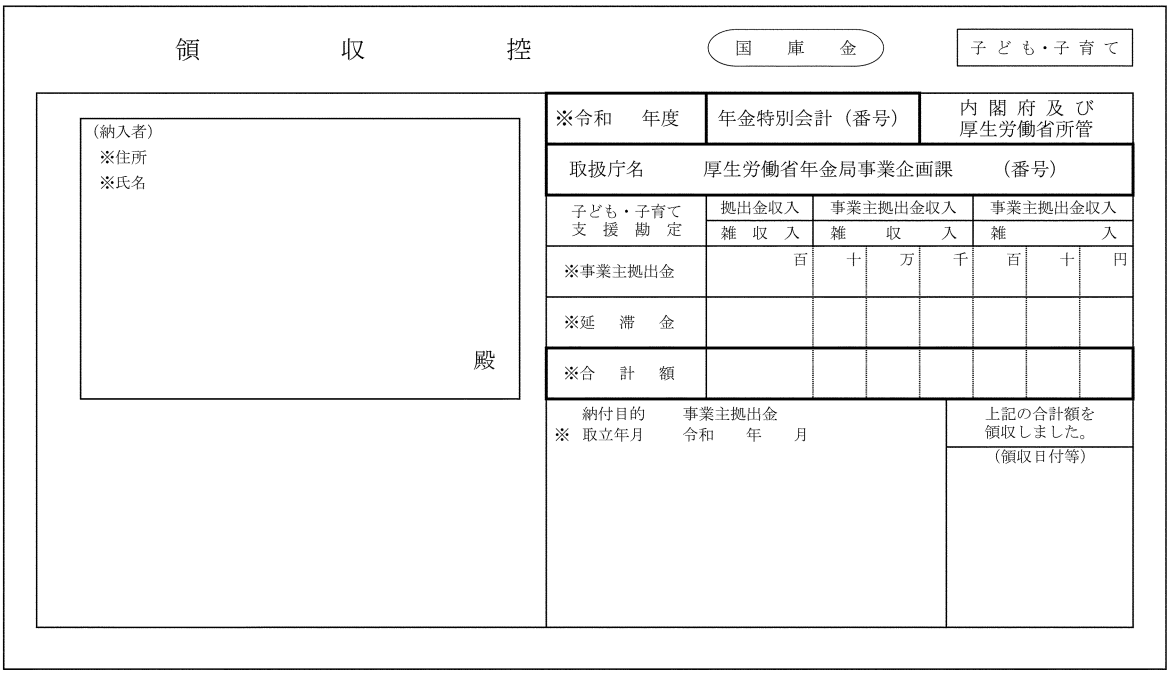
※令和　年度	子ども・子育て支援特別会計（番号）	内閣府及び厚生労働省所管
取扱庁名	こども家庭庁成育局　（番号）	

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入	事業主拠出金収入			事業主拠出金収入		
	雑収入	雑収入			雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（第２片）



領　収　控　　国　庫　金　　子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

※令和　年度	年金特別会計（番号）	内閣府及び厚生労働省所管
取扱庁名	厚生労働省年金局事業企画課　（番号）	

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入	事業主拠出金収入			事業主拠出金収入		
	雑収入	雑収入			雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（第３片）

領　収　済　通　知　書

国　庫　金

子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

あて先　　歳入徴収官
こども家庭庁成育局長

※令和　年度	子ども・子育て支援特別会計（番号）	内閣府及び厚生労働省所管
取扱庁名	こども家庭庁成育局	（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

（第３片）

領　収　済　通　知　書

国　庫　金

子ども・子育て

（納入者）
※住所
※氏名

殿

あて先　　歳入徴収官
厚生労働省年金局事業企画課長

※令和　年度	年金特別会計（番号）	内閣府及び厚生労働省所管
取扱庁名	厚生労働省年金局事業企画課	（番号）

子ども・子育て支援勘定	拠出金収入 雑収入	事業主拠出金収入 雑収入			事業主拠出金収入 雑収入		
	百	十	万	千	百	十	円
※事業主拠出金							
※延滞金							
※合計額							

納付目的　事業主拠出金
※　取立年月　令和　年　月

上記の合計額を領収しました。
（領収日付等）

備考　１　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
２　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
３　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
４　年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
５　※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
６　年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
７　用紙の下辺は青色で着色すること。
８　住所氏名欄は、左端から２cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けること。
９　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

備考　１　用紙の大きさは、各片ともおおむね縦11cm、横21cmとすること。
２　各片は、左端をのり付けその他の方法により接続すること。
３　取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年大蔵省令第93号）第86条の２の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和40年大蔵省令第67号）附則第４項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付すること。
４　年度、納入者及び金額の欄は、納入者において記入させること。
５　※印が付されている事項及び金額は、裏面塗装カーボンによる複写により記入すること。
６　年度、金額その他の数字は、アラビア数字で明瞭に記入すること。
７　用紙の下辺は青色で着色すること。
８　住所氏名欄は、左端から２cm、上端から0.9cmを超える部分に縦4.5cm、横８cmの大きさで設けること。
９　必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第十条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「政府短期証券」とは、財務省証券及び次の各号に掲げる証券又は融通証券をいう。 ［一～三の二　略］ 四　特別会計に関する法律第百二十三条の十八第一項の規定に基づいて発行する融通証券（育児休業等給付証券） 五　［略］	（定義） **第二条**　この省令において「政府短期証券」とは、財務省証券及び次の各号に掲げる証券又は融通証券をいう。 ［一～三の二　同上］ ［号を加える。］ 四　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（育児休業給付資金事務取扱規則の一部改正）

第十一条　育児休業給付資金事務取扱規則（令和二年財務省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通則） **第一条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百二十三条の十二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （資金の受払い） **第二条**　資金は、法第百二十三条の十二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。	（通則） **第一条**　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下「法」という。）第百三条の二第一項に規定する育児休業給付資金（以下「資金」という。）の経理の手続については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （資金の受払い） **第二条**　資金は、法第百三条の二第二項及び第三項の規定による受入金をもって受けとし、同条第四項の規定による組入金及び同条第五項の規定による繰入金をもって払いとして経理する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○厚生労働省令第十三号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第百一条並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（裁定の請求） **第三十条**　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を	（裁定の請求） **第三十条**　老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第三十二条の二、第三十三条の二、第三十四条の二、第四十九条の二及び第五十条の三並びに次章及び第三章の三を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を

記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一～二の三　（略）

三　被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。第七号において同じ。）であつた期間、国民年金の被保険者であつた期間又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間（以下「公的年金制度の加入期間」という。）を有する者及び国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。以下「合算対象期間」という。）を有する者にあつては、その旨

（削る）

四　（略）

五及び六　削除

七～八の三　（略）

九及び十　削除

記載した請求書を、機構に提出しなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第二号の二及び第二号の三に掲げる事項を記載することを要しない。

一～二の三　（略）

三　被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。第五号から第七号までにおいて同じ。）であつた期間、国民年金の被保険者であつた期間又は共済組合の組合員若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間（以下「公的年金制度の加入期間」という。）を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（昭和六十年改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。以下「合算対象期間」という。）を有する者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四　（略）

五　削除

六　最後に被保険者の資格を喪失したときに第四種被保険者等（旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧船員保険法第二十条の規定による被保険者を含む。以下この章において同じ。）であつた者にあつては、その旨

七～八の三　（略）

九　次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）又は記号番号若しくは番号

イ　法又は旧法による年金たる保険給付

ロ　国民年金法又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による年金たる給付

ハ　旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ	（略）	
ニ	イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者	その旨

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。

一	削除
一の二～四	（略）
四の二	削除

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は同法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

十　配偶者が公的年金給付及び次に掲げる給付（以下「公的年金給付等」という。）のうち老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

ロ　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ヘ　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

十一　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ	（略）	
	（新設）	

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、法第四十二条の規定による老齢厚生年金の裁定の請求をする場合は、第一号の二に掲げる書類を添えることを要しない。

一	前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
一の二～四	（略）
四の二	前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者（経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）にあつては、次に掲げる書類

（削る）

イ・ロ　（略）

五～七　（略）

八　削除

九　（略）

3～8　（略）

9　前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一～三　（略）

四　障害を支給事由とする次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）又は記号番号若しくは番号

イ　法又は旧法による年金たる保険給付

ロ　国民年金法又は昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による年金たる給付

ハ　旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前地共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

四の三　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の受給権を有している受給権者（経過措置政令第二十五条各号に掲げる給付を受ける権利を有する者を除く。）にあつては、次に掲げる書類

イ　配偶者が昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類　（新設）

ロ・ハ　（略）

五～七　（略）

八　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定又は支給決定を受けたことを証する書類　（新設）

九　（略）

3～8　（略）

9　前項の請求をする者が、法附則第九条の二第一項に規定する障害状態にあるときは、次に掲げる事項を記載した書類を第一項の請求書に添えなければならない。

一～三　（略）

四　障害を支給事由とする公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号　（新設）

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法をいう。以下同じ。）の長期給付に関する規定による年金たる給付又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

10～12　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五の二　（略）

六　配偶者が公的年金給付及び次に掲げる給付（以下「公的年金給付等」という。）（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

イ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

ロ　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ハ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ニ　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ホ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ヘ　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

2・3　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者にあつては、その旨

（削る）

（削る）

四～五の二　（略）

（新設）

10～12　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　法第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により老齢厚生年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～五の二　（略）

六　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付等の名称、当該公的年金給付等に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2・3　（略）

（裁定の請求）

第四十四条　障害厚生年金又は障害手当金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ　現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四～五の二　（略）

五の三　削除
五の四・六　（略）
七　削除
七の二　（略）
八　削除
九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
イ～ハ　（略）
ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一　（略）
二　削除
三～六　（略）
七　削除
八　（略）
（削る）
九・十　（略）
3・4　（略）

第四十七条の二　障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の受給権者は、法第五十二条第四項の規定による障害厚生年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　現に第四種被保険者等（旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者及び旧船員保険法第二十条の規定による被保険者を含む。以下この章において同じ。）である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者
ハ　（略）
五～十一　（略）
2・3　（略）

五の三　公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
五の四・六　（略）
七　旧法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者であつた者又は旧船員保険法第二十条の規定による被保険者であつた者にあつては、障害共済年金を受ける権利の有無及びその権利を有するときは、当該共済組合の名称又は私学教職員共済制度の加入者である旨
七の二　（略）
八　配偶者が公的年金給付等（老齢若しくは退職又は障害を支給事由とする給付に限る。）を受ける権利を有するときは、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号
九　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ～ハ　（略）
（新設）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一　（略）
二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
三～六　（略）
七　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類
八　（略）
八の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
九・十　（略）
3・4　（略）

第四十七条の二　障害厚生年金（昭和六十年改正法附則第七十八条第七項及び第八十七条第八項並びに国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第十五条及び第十九条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。以下この項（第二号を除く。）及び第五十条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の受給権者は、法第五十二条第四項の規定による障害厚生年金の額の改定を請求しようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　現に第四種被保険者等である者又は最後に被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつた者
ハ　（略）
五～十一　（略）
2・3　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び合算対象期間を有する者であるときは、その旨

（削る）

（削る）

四　（略）

五及び六　削除

七・八　（略）

九　削除

十～十三　（略）

十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

（削る）

二　削除

（削る）

三～十二　（略）

十三　削除

十四　（略）

4・5　（略）

（裁定の請求）

第六十条　遺族厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。第八十九条の二を除き、以下同じ。）について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、機構に提出しなければならない。

一～二　（略）

三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨

イ　合算対象期間を有する者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四　（略）

五　削除

六　被保険者又は被保険者であつた者が最後に被保険者の資格を喪失したときに第四種被保険者等であつたときは、その旨

七・八　（略）

九　請求者が公的年金給付を受ける権利を有するときは、当該公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十～十三　（略）

十四　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に請求者の基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二　被保険者であつた者が第八十二条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

三～十二　（略）

十三　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを証する書類

十四　（略）

4・5　（略）

（削る）

6 （略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2・3　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎年金番号通知書の交付等） **第十条**　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者（第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十七条第一項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて同項第四号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者（以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。）にあつては、法第百八条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。）に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。 一　（略） 二　第十七条第一項第四号イからトまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付を受ける権利を有する者 三　第十七条第一項第四号ロからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者 四・五　（略） 2・3　（略）	（基礎年金番号通知書の交付等） **第十条**　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当するに至つた者（第一号に規定する者であつて初めて被保険者の資格を取得した共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者、第二号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付を受ける権利を有する者及び第三号に規定する者であつて第十六条第一項第六号ニからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金の対象者である配偶者（以下この条において「共済組合の組合員等」と総称する。）にあつては、法第百八条第二項又は法附則第八条の規定により厚生労働大臣が共済組合の組合員等に関する資料の提供を受けた場合に限る。）に対し、基礎年金番号通知書を作成して交付しなければならない。ただし、既にこの項の規定により基礎年金番号通知書を交付した者に対しては、交付することを要しない。 一　（略） 二　第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による年金たる保険給付を受ける権利を有する者 三　第十六条第一項第六号ロからトまでに掲げる年金たる給付の加給年金額の対象者である配偶者 四・五　（略） 2・3　（略）

6 被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法若しくは旧法若しくは船員保険法による年金たる保険給付（法による年金たる保険給付にあつては、厚生労働大臣が支給するものに限る。）、厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）第十七条第一項第三号に掲げる年金たる給付又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）第九条第一項第二号に掲げる年金である給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　当該被保険者又は被保険者であつた者の受けていた年金たる保険給付の年金証書の年金コード

二　請求者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合はその旨

7 （略）

（胎児の出生による裁定の請求の特例）

第六十条の二　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族厚生年金について、法第三十三条の規定による裁定を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2・3　（略）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

（削る）

（削る）

四　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者にあつては、その旨

（削る）

（削る）

（削る）

五及び六　削除

（裁定の請求）

第十六条　法第十六条の規定による老齢基礎年金（法附則第九条の三第一項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ・ロ　（略）

ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）以下同じ。）であつた者

ニ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四　次に掲げる者にあつては、その旨

イ　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第十八号から第二十号までの規定に該当する者

ロ　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者

ハ　昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者

五　次に掲げる者にあつては、その旨

イ　昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者

ロ　昭和六十年改正法附則第十七条第一項の規定による加算が行われる者（六十五歳以上七十歳未満の者であつて令第四条の六に定める障害の状態にあるものに限る。）

六　次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付等」という。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ　法又は旧法による年金たる給付

ロ　厚生年金保険法又は旧厚生年金保険法による年金たる保険給付

ハ　旧船員保険法による年金たる保険給付

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

七　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項及び第十八条第一項の規定に該当する者並びに昭和六十年改正法附則第十四条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項若しくは第三項の規定による加算が行われる者にあつては、その者の配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十　（略）

十一　削除

十二　（略）

3～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

チ　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

リ　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

ヌ　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

ル　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

ヲ　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

ワ　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

七　第四号ロ及びハ並びに第五号イに掲げる者にあつては、その者の配偶者が受ける権利を有する昭和六十年改正法附則第十四条第一項各号に掲げる給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

八　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十　（略）

十一　公的年金給付等（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付等を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十二　（略）

3～7　（略）

（支給停止解除の申請）

第十七条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により老齢基礎年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　次に掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）のうち法又は旧法による年金たる給付（受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

イ　法又は旧法による年金たる給付

ロ　厚生年金保険法又は昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）による年金たる保険給付

ハ　昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）による年金たる保険給付

ニ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年国家公務員共済改正法第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法若しくは昭和六十年国家公務員共済改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第四十一条の規定による年金たる給付

ホ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法の長期給付に関する規定、昭和六十年地方公務員共済改正法第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（第十一章を除く。）若しくは昭和六十年地方公務員共済改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。第十三章を除く。）による年金たる給付又は平成二十四年一元化法附則第六十五条の規定による年金たる給付

ヘ　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法の長期給付に関する規定又は私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付

ト　平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金たる給付又は平成十三年統合法附則第二十五条第四項第十一号若しくは第十二号に規定する年金たる給付

2～4　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者にあつては、その旨

（削る）

（削る）

四～七　（略）

八　削除

九・十　（略）

四　第十六条第一項第六号イからトまでに掲げる年金たる給付（以下「公的年金給付」という。）のうち法又は旧法による年金たる給付及び障害を支給事由とする年金たる給付（受給権者が六十五歳に達していないときは死亡を支給事由とするものを含む。）の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2～4　（略）

（裁定の請求）

第三十一条　法第十六条の規定による障害基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一・二　（略）

三　公的年金制度の加入期間を有する者及び次に掲げる者にあつては、その旨

イ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者

ロ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者

四～七　（略）

八　公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

九・十　（略）

十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項
イ～ハ　（略）
ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～十　（略）
十一　削除
十二・十三　（略）
3～9　（略）
第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者（昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者（旧厚生年金保険法第三条第一項第七号に規定する第四種被保険者を含む。）をいう。以下同じ。）であつた者
ハ　（略）
五～九　（略）
2・3　（略）
（裁定の請求）
第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～二　（略）
三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨
イ・ロ　（略）
（削る）
四　被保険者又は被保険者であつた者が昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者であるときは、その旨
（削る）
（削る）
（削る）

十一　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
イ～ハ　（略）
（新設）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。
一～十　（略）
十一　公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類
十二・十三　（略）
3～9　（略）
第三十三条の二　法第三十四条第四項（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成元年政令第三百三十七号。以下「政令第三百三十七号」という。）第二条の規定により読み替えられる場合を含む。以下この条及び第三十五条の二において同じ。）の規定による障害基礎年金（昭和六十年改正法附則第三十二条第六項及び政令第三百三十七号第十一条の規定により受給権者とみなされる者に係るものを含む。第三号及び第六号並びに第三十五条の二第一項（第二号を除く。）において同じ。）の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～三　（略）
四　次に掲げる者にあつては、その旨
イ　（略）
ロ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者
ハ　（略）
五～九　（略）
2・3　（略）
（裁定の請求）
第三十九条　法第十六条の規定による遺族基礎年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。
一～二　（略）
三　被保険者又は被保険者であつた者が公的年金制度の加入期間を有する者であるとき及び次に掲げる者であるときは、その旨
イ・ロ　（略）
ハ　最後に第一号厚生年金被保険者（旧船員保険法による被保険者を含む。）の資格を喪失したときに第四種被保険者であつた者
ニ　昭和六十年改正法附則第九十四条の規定により特別一時金の支給を受けたことがある者
四　被保険者又は被保険者であつた者が次に掲げる者であるときは、その旨
イ　昭和六十年改正法附則第十二条第一項第八号から第十九号までの規定に該当する者
ロ　昭和六十年改正法附則第十五条第一項又は第二項の規定に該当する者
ハ　昭和六十年改正法附則第十八条第一項の規定に該当する者

五　削除

六～十　（略）

十一　削除

十二　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十二　（略）

十三　削除

十四　（略）

4　（略）

（削る）

5・6　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2～6　（略）

五　被保険者又は被保険者であつた者が経過措置政令第四十四条の二第一項各号に掲げる者であるときは、その旨（この場合において、被保険者又は被保険者であつた者が同項各号に規定する年金たる給付の受給権を有するときは、当該年金たる給付の年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号を含む。）

六～十　（略）

十一　公的年金給付を受ける権利を有する者にあつては、当該給付の名称、当該給付に係る制度の名称及びその管掌機関、その支給を受けることができることとなつた年月日並びにその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

十二　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～十二　（略）

十三　第一項第十一号に規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

十四　（略）

4　（略）

5　被保険者又は被保険者であつた者が死亡の当時法又は旧法による年金たる給付を受ける権利を有していたときは、第一項の請求書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一　当該被保険者又は被保険者であつた者が受ける権利を有していた年金たる給付の年金証書の年金コード

二　受給権者が当該被保険者又は被保険者であつた者の相続人である場合は、その旨

6・7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一～二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2～6　（略）

（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

イ～ハ　（略）

ニ　第十六条第一項第八号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨

2～4　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を請求書、申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　被保険者の資格並びに公的年金給付及び次に掲げる年金たる給付の受給状況

(1)　恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金たる給付

(2)　地方公務員の退職年金に関する条例による年金たる給付

(3)　厚生年金保険法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付

(4)　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）附則第十三条の規定による年金たる給付

(5)　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）によつて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

(6)　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による年金たる給付

ハ・ニ　（略）

四　（略）

（裁定の請求）

第六十条の二　法第十六条の規定による寡婦年金についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～四　（略）

五　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ～ハ　（略）

（新設）

2～4　（略）

（添付書類の省略等）

第八十五条　（略）

2～6　（略）

7　第一章の二から第三章までの規定により基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えなければならない場合において、厚生労働大臣が当該基礎年金番号を確認することができるときは、当該書類を申請書、届書、申出書又は光ディスクに添えることを要しないものとする。

（法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第九十六条　法第百八条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）第五条に規定する調査世帯の世帯員にあつては、次に掲げる事項

イ　（略）

ロ　被保険者の資格及び公的年金給付等の受給状況

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

ハ・ニ　（略）

四　（略）

附　則

この省令は、令和七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中国民年金法施行規則第八十五条第七項の改正規定　公布の日

二　第一条中厚生年金保険法施行規則第三十条第一項第十一号、第四十四条第一項第九号、第六十条第一項第十四号及び第六十条の二第一項第三号の改正規定並びに第二条中国民年金法施行規則第十六条第一項第八号、第三十一条第一項第十一号、第三十九条第一項第十二号、第四十条第一項第三号及び第六十条の二第一項第五号の改正規定　令和七年六月一日

○農林水産省令第三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

農林水産大臣　江藤　拓

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛 豚	（略） １日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	（略） 食用に供するためにと殺する前１日間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
フェノキシエタノールを有効成分とする薬浴剤	すずき目魚類	水１㎥当たり300mL以下の量を添加して薬浴すること。	食用に供するために水揚げする前１日間
（略）	（略）	（略）	（略）
ブロチゾラムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
ブロフラニリドを有効成分とする畜舎噴霧剤	鶏	１日量としてケージの底面積１㎡当たり100mg以下の量を鶏舎内に噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

改正前

別表第１（第２条、第４条及び第５条関係）

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸セフチオフルを有効成分とする注射剤	牛 豚	（略） １日量として体重１kg当たり３mg（力価）以下の量を筋肉内に注射すること。	（略） 食用に供するためにと殺する前３日間
（略）	（略）	（略）	（略）
塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）
ブロチゾラムを有効成分とする注射剤	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

注　１～20　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第三号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十七条第一項及び第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（年齢の制限） **第三十三条**　予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　［略］ 二　三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、十八歳以上六十二歳未満 2　即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　［略］ 二　三等陸曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）別表第九に定める年齢から三年を減じた年齢に満たないもの （階級の指定） **第三十四条**　任命権者は、新たに採用した予備自衛官又は即応予備自衛官に対し、その者が自衛官を退職する時に有していた階級（その者が採用される直前に法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官（以下この項及び次項において「再任用自衛官」という。）であつたときは、法第四十五条第一項の規定により退職する時若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により勤務した後退職する時に有していた階級（次項において「定年退職等時の階級」という。）若しくは再任用自衛官を退職する時に有していた階級又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官であつたときの階級のうち最も上位のものをいい、採用される直前に予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官を退職する時に指定されていた階級をいう。以下この項において同じ。）又は当該階級に対応する階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官を退職した後において防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を習得している場合には、その者が自衛官を退職する時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より上位の階級を指定することができる。 2　任命権者は、前項本文の規定にかかわらず、新たに採用した予備自衛官が自衛官を退職する時に有していた階級（その者が再任用自衛官であつたときは、定年退職等時の階級又は再任用自衛官を退職する時に有していた階級のうち最も上位のものをいう。以下この項において同じ。）又は当該階級に対応する階級より下位の階級を指定されることを希望する旨を申し出た場合には、防衛大臣の定めるところにより、その者が自衛官を退職する時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より一級下位の階級に限り指定することができる。 3　［略］	（年齢の制限） **第三十三条**　予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　［同上］ 二　三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号。以下「令」という。）別表第九に定める年齢に二年を加えた年齢に満たないもの 2　即応予備自衛官は、次の各号に定める年齢の者から採用する。 一　［同上］ 二　三等陸曹以上の階級を指定しようとする者にあつては、当該階級について令別表第九に定める年齢から三年を減じた年齢に満たないもの （階級の指定） **第三十四条**　任命権者は、新たに採用した予備自衛官又は即応予備自衛官に対し、その者が自衛官を退職する時に有していた階級（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官を退職する時に指定されていた階級をいう。以下この条において同じ。）又は当該階級に対応する階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官又は予備自衛官若しくは即応予備自衛官を退職した後において防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を習得している場合には、その者が自衛官を退職する時に有していた階級又は当該階級に対応する階級より上位の階級を指定することができる。 2［項を加える。］ 2［同上］

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。